

平成 27 年度業務実績等報告書

資 料 編

平成 28 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料_補償 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	3
(資料_補償 4) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等	4
(資料_補償 5) 平成 28 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について	6
(資料_補償 6) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い	7
(資料_補償 7) オンライン申告の促進用チラシ	10
(資料_補償 8) 平成 27 年度汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について	12
(資料_補償 9-①) 旧第一種地域被認定者数の年度別推移	13
(資料_補償 9-②) 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移	13
(資料_補償 10) 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	14
(資料_補償 11-①) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)	15
(資料_補償 11-②) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域)	16

<公害健康被害予防事業>

(資料_予防 1) 公害健康被害予防基金債券運用状況	17
(資料_予防 2) 公害健康被害予防事業の概要	18
(資料_予防 3) 平成 27 年度ソフト 3 事業等実施状況	19
(資料_予防 4) 意見交換を実施した団体	20
(資料_予防 5) 平成 27 年度知識の普及事業実施状況	21
(資料_予防 6) 平成 27 年度研修事業実施状況	24
(資料_予防 7) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び 事業改善に向けた検討状況	25
(資料_予防 8) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―	26
(資料_予防 9) 平成 27 年度環境保健分野に係る調査研究概要	30
(資料_予防 10) 平成 27 年度環境改善分野に係る調査研究概要	33
(資料_予防 11) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	34

<地球環境基金業務>

(資料_地球 1) 平成 27 年度助成金分野別件数内訳	38
(資料_地球 2) 平成 28 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項	40
(資料_地球 3) 地球環境基金助成金の推移	43
(資料_地球 4) 新評価システムの移行スケジュール及び試行的実施について	44

（資料_地球 5）助成事業に関するフォローアップ調査について（平成 27 年度）	45
（資料_地球 6）平成 26 年度事後評価結果、平成 27 年度事後評価実施状況	54
（資料_地球 7）平成 27 年度研修・講座実施状況	56
（資料_地球 8）平成 27 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等	58
（資料_地球 9）地球環境基金造成状況について	60
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	
（資料_PCB1）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について	61
（資料_PCB2）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金拠出状況について	63
＜維持管理積立金の管理業務＞	
（資料_維持 1）維持管理積立金管理業務について	64
＜石綿健康被害救済業務＞	
（資料_石綿 1）申請書等の受付状況と認定等状況（平成 27 年度）	65
（資料_石綿 2）審査中の案件に係る状況（平成 27 年度）	68
（資料_石綿 3）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成 27 年度）	69
（資料_石綿 4）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの累計）	70
（資料_石綿 5）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成 27 年度）	71
（資料_石綿 6）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの累計）	72
（資料_石綿 7）認定等に係る処理日数（平成 27 年度）	73
（資料_石綿 8）救済給付の支給件数・金額（経年変化）	75
（資料_石綿 9）平成 27 年度保健所説明会等実績	76
（資料_石綿 10）平成 27 年度被認定者等アンケート概要	77
（資料_石綿 11）セミナー等アンケート概要	79
（資料_石綿 12）石綿健康被害救済制度広報 TV CM 実施内訳	81
（資料_石綿 13）ウェブリスティング広告実績、交通広告路線	83
（資料_石綿 14）ホームページ（石綿トップページ）アクセス数等	84
（資料_石綿 15）平成 27 年度窓口相談・フリーダイヤル件数	85

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

(資料_共通 1) 内部統制の推進に関する組織体制 (新体制 H27.9~) 87

2. 業務運営の効率化

(資料_共通 2) 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係 88

(資料_共通 3-①) 平成 27 年度環境再生保全機構の契約の現状 89

(資料_共通 3-②) 平成 27 年度契約に関する取組状況 91

(資料_共通 4) 契約監視委員会等の概要について 94

(資料_共通 5) 平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画 96

(資料_共通 6) 一者応札 (応募) 改善方策 99

3. 業務における環境配慮

(資料_共通 7) 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画 101

(資料_共通 8) 平成 27 年度環境配慮のための実行計画 106

III 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

(資料_共通 9-①) 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体) 111

(資料_共通 9-②) 財務情報 財務諸表の概況 113

(資料_共通 9-③) 事業の説明 財源構造 115

(資料_共通 10) 運用方針について 116

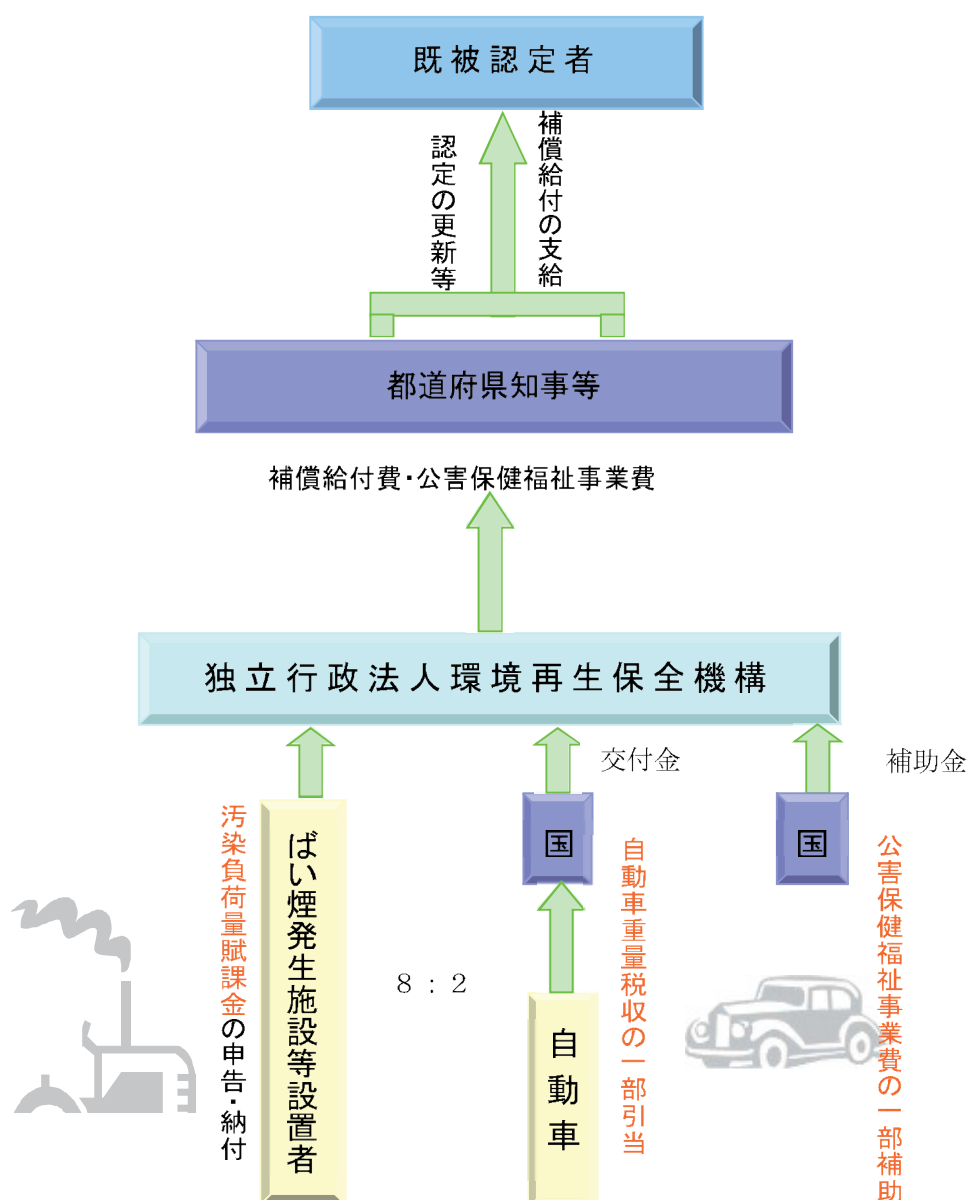
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 人事に関する計画

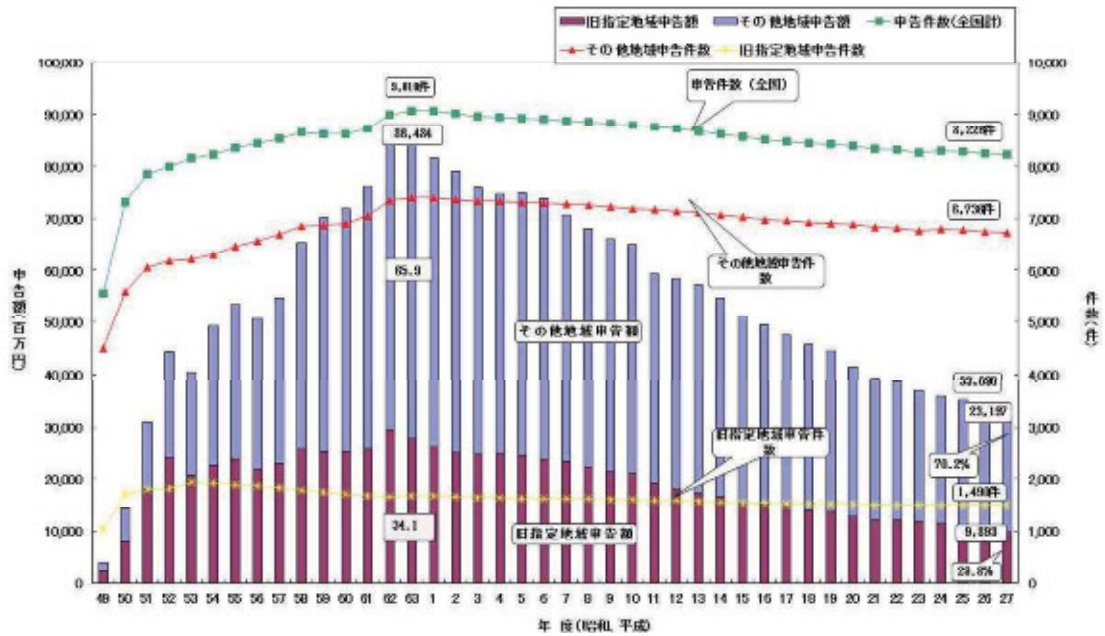
(資料_共通 11) 平成 27 年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績 117

公害健康被害補償制度の概要

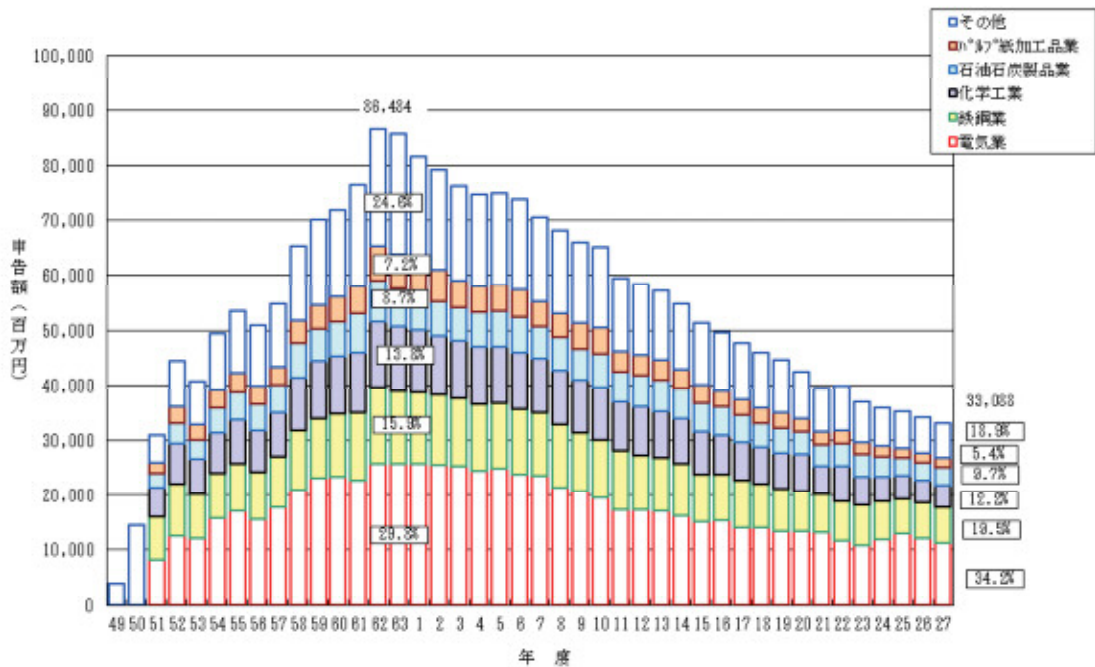
- [制度の発足] 昭和49年9月（昭和63年3月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和63年3月の制度改正により第一種地域（41地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	平成26事業年度		平成27事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	506	3,851,084	507	3,865,106
青森	98	317,829	97	287,327
岩手	111	201,156	111	190,024
宮城	135	342,051	134	331,854
秋田	108	351,761	108	305,953
山形	78	124,487	79	121,090
福島	143	962,857	143	932,470
茨城	212	2,112,556	213	1,909,405
栃木	161	189,734	161	182,738
群馬	131	185,355	131	175,818
埼玉	282	198,869	282	198,415
千葉	279	1,210,002	278	1,208,158
東京都	664	1,215,954	663	1,077,746
神奈川県	411	1,552,467	409	1,472,077
新潟	179	486,862	177	462,854
富山	122	333,919	121	308,361
石川	64	44,381	64	43,072
福井	68	167,708	68	165,830
山梨	48	19,168	47	18,076
長野	131	99,279	129	96,094
岐阜	152	267,389	152	270,070
静岡県	333	580,852	333	561,290
愛知県	607	2,506,648	609	2,523,775
三重	163	1,156,808	163	1,136,263
滋賀	110	129,690	110	130,718
京都	129	109,449	129	100,505
大阪	562	1,060,852	561	1,013,863
兵庫県	394	1,094,632	393	1,072,191
奈良	65	38,222	65	36,612
和歌山	72	634,253	71	588,689
鳥取	36	96,367	35	91,059
島根	64	106,530	64	104,082
岡山	189	2,493,451	189	2,370,884
広島	188	1,392,641	188	1,340,901
山口	151	1,362,942	150	1,300,874
徳島	57	270,243	57	238,949
香川	69	725,804	69	735,197
愛媛	96	784,259	96	753,499
高知	38	72,569	38	62,438
福岡	273	1,650,899	272	1,631,037
佐賀	58	159,379	59	155,538
長崎	64	602,795	64	614,988
熊本	103	125,162	104	125,659
大分	93	1,146,236	93	1,220,454
宮崎	71	561,136	71	561,420
鹿児島	90	611,419	89	534,517
沖縄	61	485,705	61	460,293
計	8,219	34,193,811	8,207	33,088,233
過年度分	25	33,027	19	2,306
合計	8,244	34,226,838	8,226	33,090,539

(注) 1. 平成26年度の数値は平成27年3月末、平成27年度の数値は平成28年3月末の数値である。
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

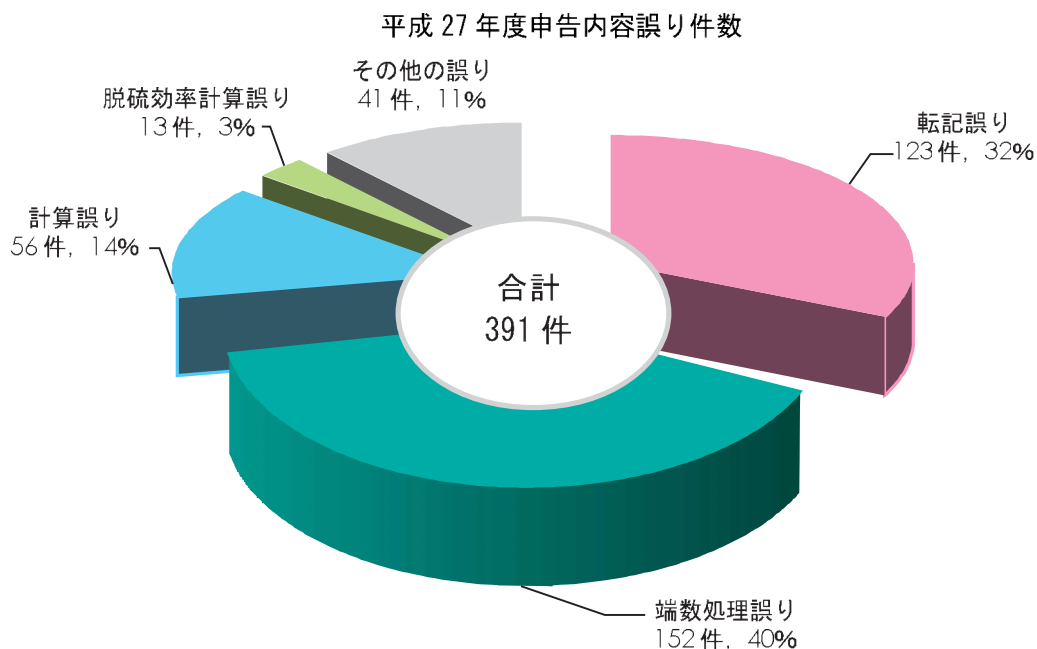
なお、申告書審査において、審査件数 8,226 件のうち 391 件（4.8%）の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,226 件	
名称等変更決議	306 件	*1
申告書送付先変更決議	194 件	*2
納付義務者判定決議	94 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

*1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

*2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 27 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	2	1. 0%
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	7	3. 6%
③ 施設の漏れの可能性	80	41. 7%
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	80	41. 7%
⑤ 加重平均の内容に疑義	5	2. 6%
⑥ 前年度に比べSOx量の大幅な減少	0	0. 0%
⑦ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	3	1. 6%
⑧ 水分補正の疑義	5	2. 6%
⑨ その他	10	5. 2%
合 計	192	100. 0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(104事業所)とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 27 年度実地調査における指導内容

指導内容	指導件数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	39	27. 1
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	18	12. 5
③ 加重平均の適用誤り	9	6. 3
④ 施設の申告漏れ	5	3. 5
⑤ 燃原料の申告漏れ	11	7. 6
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	7	4. 9
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	1	0. 7
⑧ 算定様式の適用誤り	2	1. 4
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	2	1. 4
⑩ 水分補正の誤り	3	2. 1
⑪ 非常用発電機等申告漏れ	39	27. 1
⑫ その他	8	5. 6
合 計	144	100. 0

注) 本表の指導件数は、事業所によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(104事業所)とは一致しない。

平成27年11月13日
事務連絡

汚染負荷量賦課金
申告・納付事務担当者 殿

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部

平成28年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、平成28年度雛型ファイルの算定様式(A～D様式)、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類(E様式)、排ガス測定の結果を示す書類(b様式)及び加重平均一覧表のダウンロードを平成27年12月15日(火)より開始いたします。

なお、28年度から送信していただくデータをCSVファイルからExcelファイルに変更いたしました。これによりCSVファイルを作成する手間が省けます。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

記

・入手方法の流れ

- (1) 認証コード(CD)とパスワードを用意してオンライン申告サイトへログイン
オンライン申告サイトのURL <https://shinkoku.erca.go.jp>
- (2) 平成28年度算定過程様式のダウンロード(NEW!マークで表示)を選択
- (3) 必要な算定様式を入手
詳細については、「平成27年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD申告マニュアル」102ページに記載してあります。

※ 注意事項

申告書の雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した来年4月1日以降となります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人環境再生保全機構
補償業務部 業務課 電算業務係
フリーダイヤル0120-135-304

平成27年10月24日
環 機 業 第 1 号

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構

理 事 長 福 井 光 彦

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告に当たりまして、三通りの申告方法（オンライン申告、FD申告、用紙申告）を用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減、事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンラインによる申告を推奨させていただいております。

オンラインによる申告は、押印が省略できるほか、記入漏れ・記入誤りを防ぐための自動チェック機能、最新データの自動取込み機能等、算定様式雛型ファイルの早期ダウンロードなど、申告書作成時の事務負担が大幅に軽減されるメリットがあります。また、データを暗号化(SSL暗号化通信)してインターネット経由で送信するため、データの安全性が確保されており、オンライン申告を利用される納付義務者の方々が年々増加してきているところでございます。

当機構では、オンライン申告に関する様々なお質問等に迅速に対応するため、オンライン専用のフリーダイヤルを設置しておりますので、お問い合わせ・ご不明な点がございましたら遠慮なくご連絡ください。

平成28年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、是非ともオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご連絡・お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構

補償業務部業務課



0120-135-304


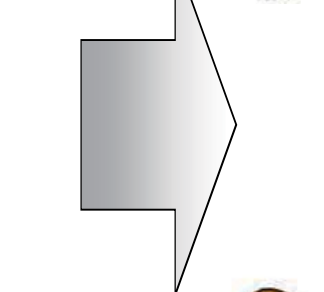



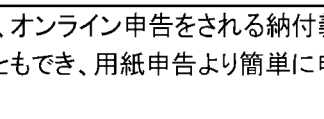
(平日 9:30~17:30)

オンラインによる申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたってオンライン申告を推奨しております。

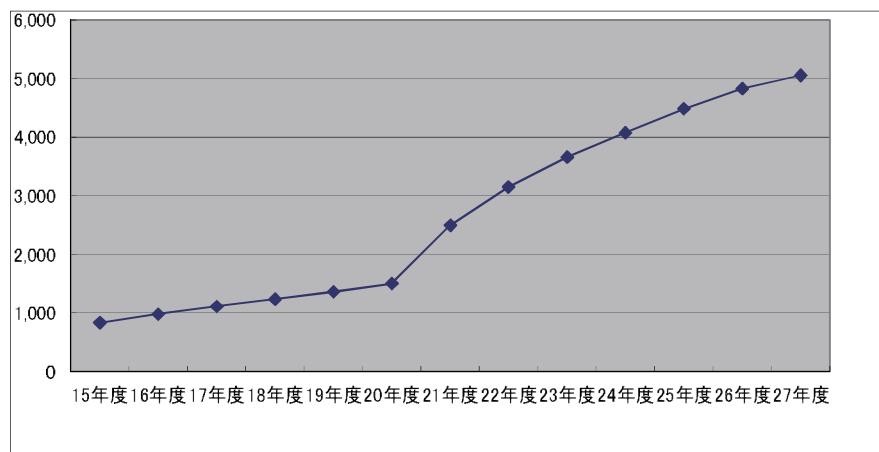
オンライン申告では、下記のとおり事務処理の効率性、確実性の向上を図ることが可能です。是非とも積極的なご活用を、よろしくお願い致します。

○ オンライン申告のメリット

<p>代表取締役印は本社にある。 押印には時間がかかる…</p>		<p>申告の際の押印は必要なくなります！</p>
<p>申告期限が近い。郵送ではもう間に合わない…</p>		<p>※紙に出力することもできます。 オンラインで即時、申告することができます！</p>
<p>計算や記入箇所が多くて、間違えやすい…</p>		<p>自動計算・チェック機能で記入漏れ、端数処理等の記入誤りを防げます！</p>
<p>前年度と同じ内容を、毎年記入している…</p>		<p>自動取込み機能により、作業時間が軽減されます！</p>
<p>インターネットでデータ送信、セキュリティは大丈夫？？</p>		<p>データ盗聴防止のために「SSL暗号化通信」を採用しています。</p>
<p>翌年度の申告の準備のため、早めにSOX量の計算をしたい…</p>		<p>翌年度雛型ファイルの早期ダウンロードができます。</p>

○ オンライン申告件数の推移

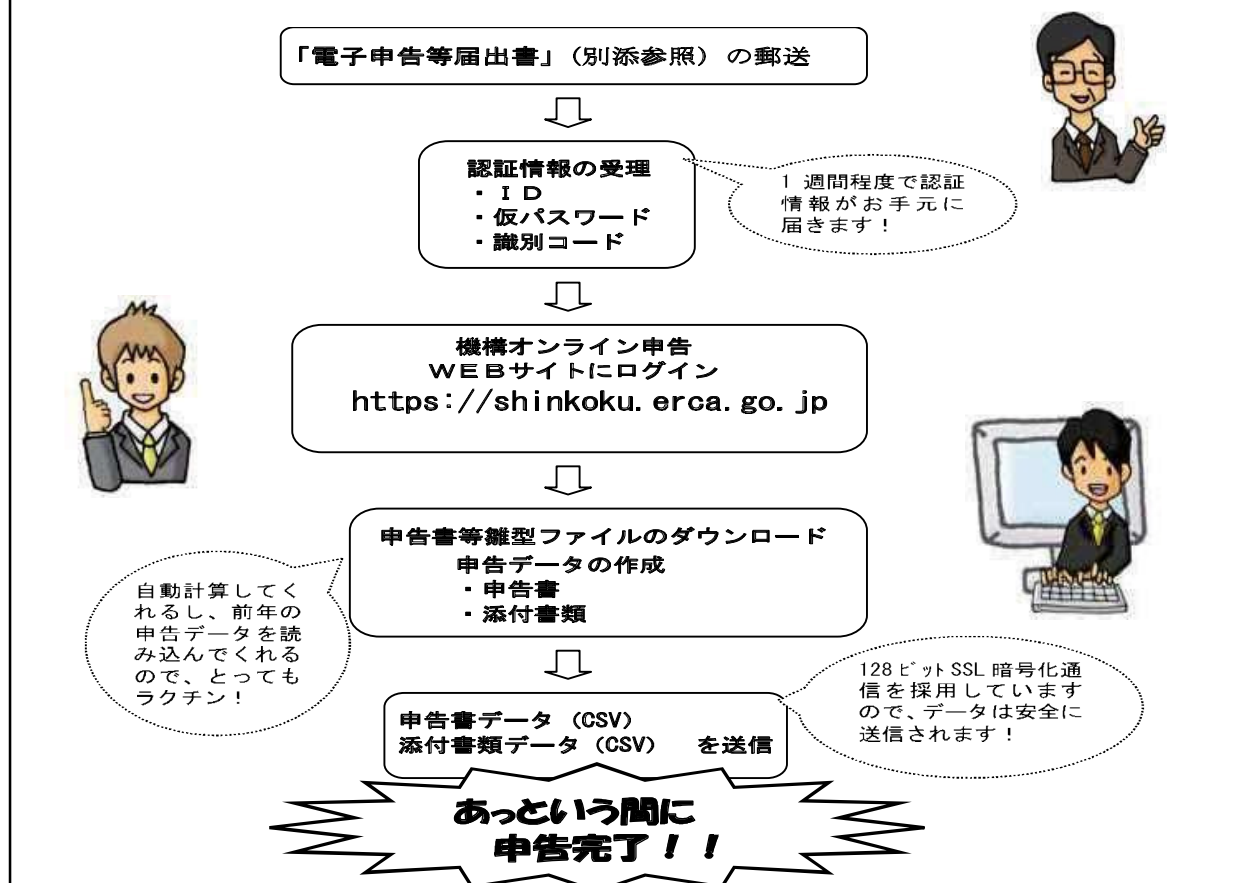
インターネットの普及とともに、オンライン申告をされる納付義務者の方が増加してきております。計算や記入ミスなどを防ぐこともでき、用紙申告より簡単に申告書を作成していただくことができます。



○ オンライン申告の手順

オンライン申告の手順は下表のとおりです。

同封の「電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)」をご提出いただくだけで
簡単に登録することができます。※届出書の記載例は別紙をご参照ください。



○ オンライン申告に関してご不明な点は・・・

届出の書き方が分からない、操作方法が分からないなど、オンライン申告に関するご質問が
ございましたら、お気軽に下記へお問合せください。

ご連絡・お問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課



0120-135-304 (平日9:30~17:30)

いざGO みんなオンライン申告!

FAX : 044-520-2133 **メールアドレス : h-gyoumu@erca.go.jp**
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F



オンライン申告サイトが ますます使いやすくなりました オンライン申告はじめませんか



新しくなったオンライン申告の Point

- Point1. オンライン専用画面を見やすくし、ますます操作しやすくなりました。
- Point2. 前年度使用した雛型ファイルをまとめてダウンロードできるから、手間もかからず何を使用しているか迷いません。
- Point3. 申告用に作成した Excel ファイルを、オンラインシステムからアップロードするだけで、申告完了です。

オンライン申告をはじめするには

事前登録の流れ

1



作業環境の確認

オンライン申告を行うために、まずはオンライン申告を使用できるパソコンか、作業環境をご確認ください。詳しくは、『汚染負荷量賦課金申告・納付の手続き』P14をご覧ください。

2



オンライン申告を行うための事前登録

オンライン申告を行うためには事前登録が必要です。「電子申告等届出書」を作成し、代表者印を押印のうえ、(独)環境再生保全機構 補償業務部まで郵送で提出してください。なお、届出書は賦課金 HP で入手できます。

3



認証情報の受け取り

認証情報を発行し、届出書に記載された送付先にお送りいたします。オンライン申告サイトへのログイン時に必要となりますので、紛失されないようご注意ください。

オンライン申告のメリット

1.

申告をする際、押印の必要がありません。
また、申告期間中(4/1～5/16)は24時間いつでも申告することができます。

2.

Excel 雛型ファイルには自動計算機能、入力チェック機能がありますので、入力もれ、端数処理などの記入誤りを防ぐことができます。

3.

機構に登録されている情報を Excel 雛型ファイルに取り込んでダウンロードしますので、入力の負担が大幅に軽減されます。

4.

翌年度の算定様式雛型ファイルを11月からダウンロードすることができます。
(11月1日～3月31日)

オンライン申告に関するお問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課 フリーダイヤル 0120-135-304

- ・賦課金ホームページ
- ・動画による解説ページ

<http://www.erca.go.jp/fukakin/>

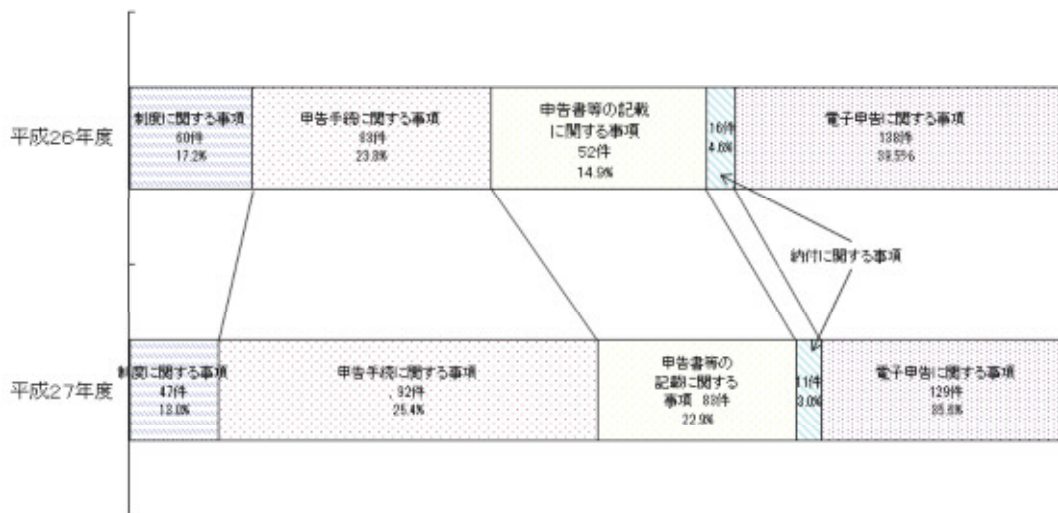
<http://www.erca.go.jp/fukakin/douga/gaiyou/>



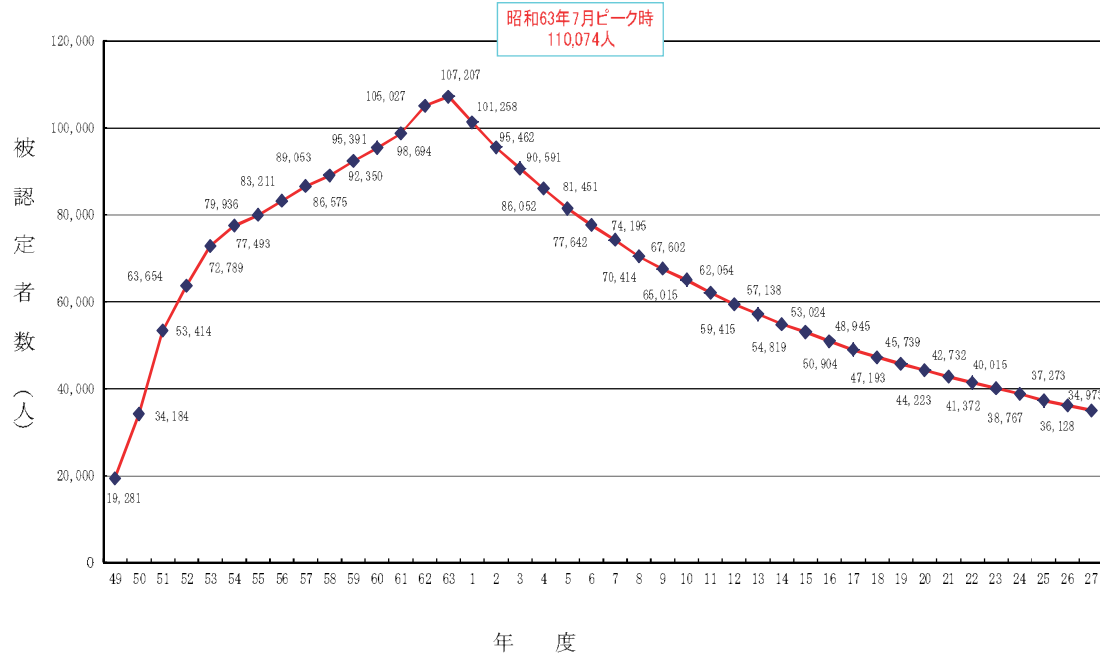
平成27年度 汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について

1. 納付義務者に対しては、全国 151 商工会議所 103 会場において、4 月に申告納付説明・相談会を実施した。
2. 申告納付説明・相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等（295 件）に対し、きめ細かな対応を行った。
3. 説明会での主な質問等
 - 公害健康被害補償制度はいつまで続くのか。
 - 施設を廃止したが、申告・納付義務はあるのか。
 - 過去分はいつまで払わなければならないのか。
 - 燃原料の硫黄分が0であっても申告は必要か。

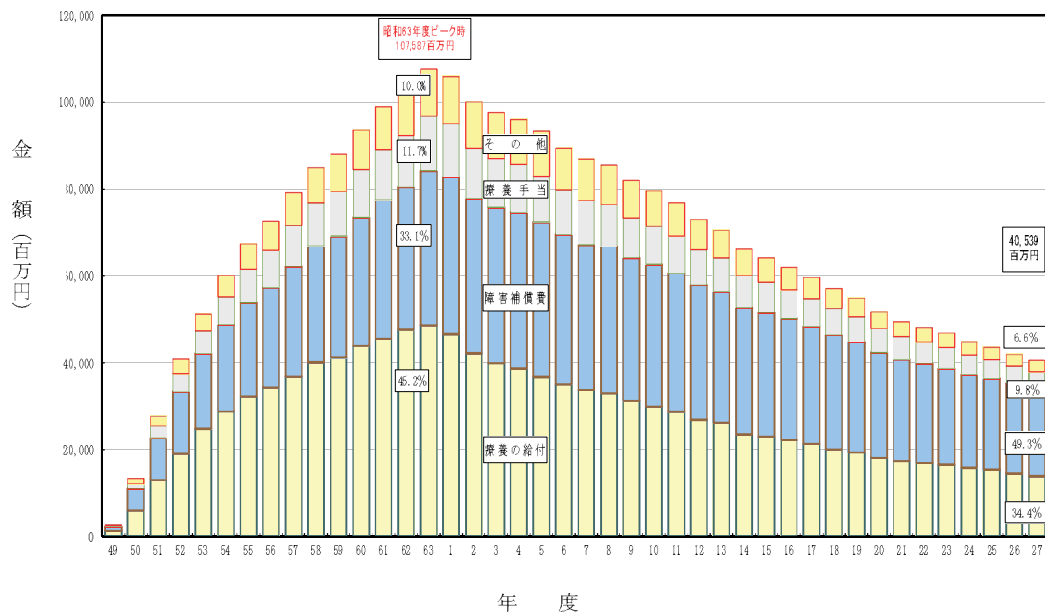
納付義務者からの相談・質問等の内訳



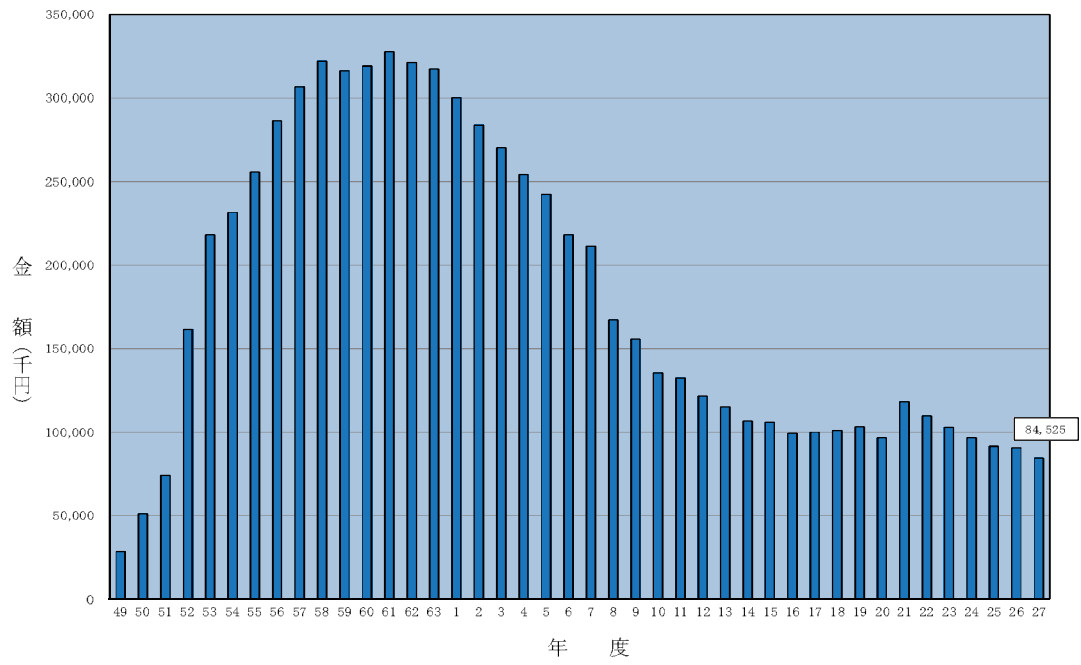
旧第一種地域被認定者数の年度別推移



旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移



旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）

（単位：千円、％）

区 分	平成26事業年度		平成27事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	41,921,136	100.0	40,539,337	100.0	96.7
療養の給付及び療養費	14,506,925	34.6	13,943,605	34.4	96.1
障害補償費	20,659,284	49.3	19,982,656	49.3	96.7
遺族補償費	1,806,841	4.3	1,741,889	4.3	96.4
遺族補償一時金	720,612	1.7	779,524	1.9	108.2
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	4,100,703	9.8	3,954,415	9.8	96.4
葬祭料	126,772	0.3	137,248	0.3	108.3
公害保健福祉事業費	90,511		84,525		93.4
納付対象総事業費	(120,707)	100.0	(112,726)	100.0	93.4
リハビリテーション事業費	(14,173)	11.7	(14,325)	12.7	101.1
転地療養事業費	(29,272)	24.3	(19,144)	17.0	65.4
療養用具支給事業費	(21)	0.0	(11)	0.0	52.4
家庭療養指導事業費	(39,962)	33.1	(37,920)	33.6	94.9
インフルエンザ予防接種費用助成事業	(37,279)	30.9	(41,324)	36.7	110.9
計	42,011,647		40,623,862		—

（注）1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているのので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）

（単位：千円、％）

区 分	平成26事業年度		平成27事業年度		対前年度 比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	61,756	100.0	53,106	100.0	86.0
療養の給付及び療養費	10,378	16.8	5,785	10.9	55.7
障害補償費	40,748	66.0	40,058	75.4	98.3
遺族補償費	3,239	5.2	1,203	2.3	37.1
遺族補償一時金	0	0.0	0	0.0	—
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	7,391	12.0	6,061	11.4	82.0
葬祭料	0	0.0	0	0.0	0.0
公害保健福祉事業費	3,557		3,783		106.4
納付対象総事業費	(4,746)	100.0	(5,047)	100.0	106.3
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
療養用具支給事業費	(1,043)	22.0	(1,285)	25.5	123.2
家庭療養指導事業費	(3,703)	78.0	(3,762)	74.5	101.6
計	65,313		56,889		—

(注) 1 構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成 27 年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘 柄	購入額	表面利率
第 246 回日本高速道路保有・債務返済機構債①	600	1.178
第 246 回日本高速道路保有・債務返済機構債②	600	1.178
第 30 回国際協力機構債①	100	1.299
第 30 回国際協力機構債②	200	1.299
第 30 回国際協力機構債③	200	1.299
第 44 回地方公共団体金融機構債	700	1.298
第 32 回国際協力機構債①	500	1.212
第 32 回国際協力機構債②	300	1.212
第 46 回地方公共団体金融機構債	1000	1.189
第 23 回東京都住宅供給公社債①	200	1.303
第 23 回東京都住宅供給公社債②	200	1.303
第 170 回住宅金融支援機構債①	300	1.180
第 170 回住宅金融支援機構債②	300	1.180
新関西国際空港株式会社第 16 回社債①	300	1.249
新関西国際空港株式会社第 16 回社債②	300	1.249
新関西国際空港株式会社第 16 回社債③	300	1.249

2. 債券別運用状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

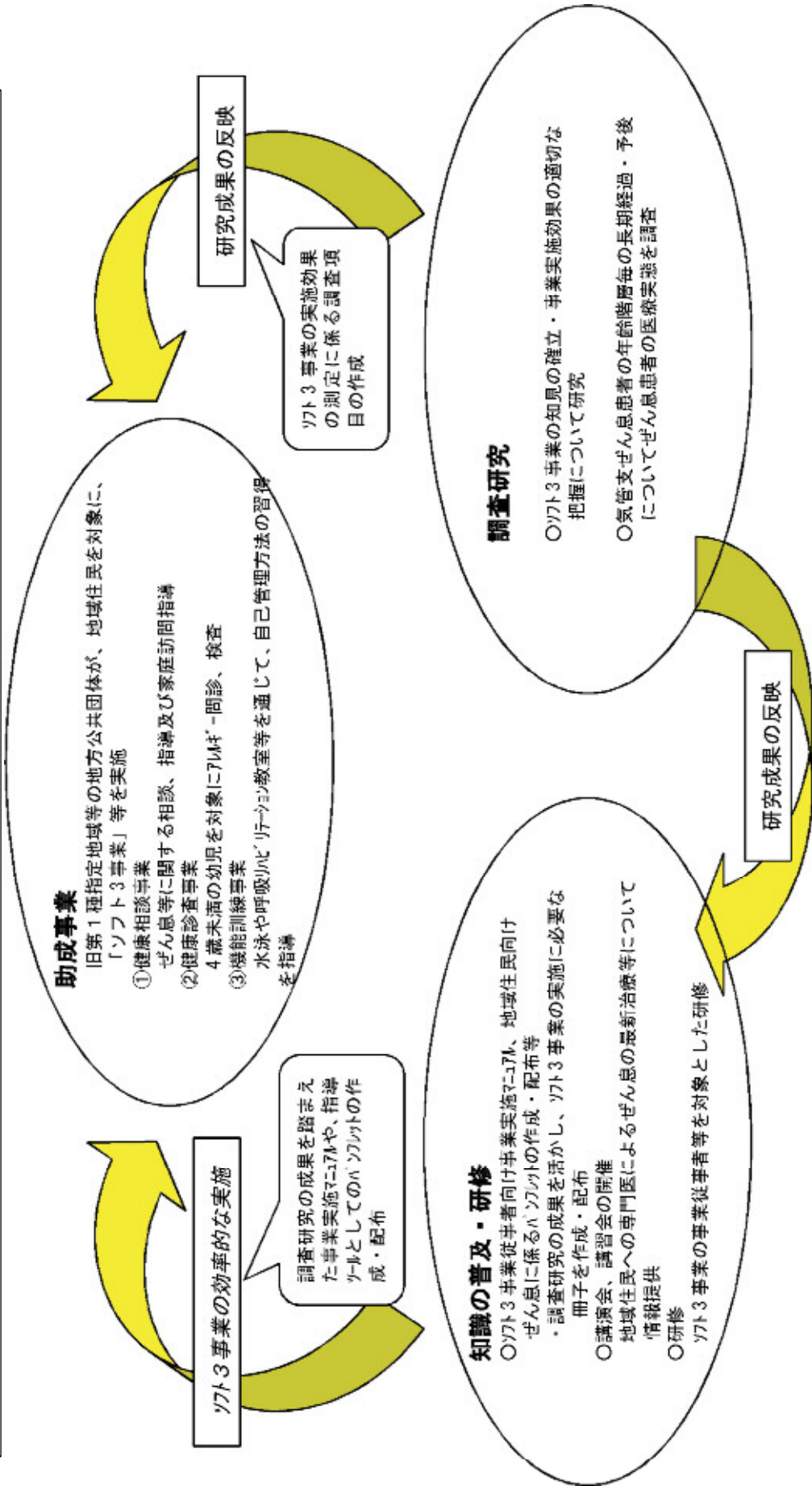
(単位：百万円、%)

銘 柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国 債	9,426	21.6	171	1.78
地方債	6,253	14.3	113	1.79
政府保証債	10,090	23.1	170	1.68
財投機関債	13,011	29.8	184	1.59
社 債	4,897	11.2	73	1.88
合 計	43,677	100.0	711	1.71

公害健康被害予防事業の概要

◎S62の公健法の改正により、第1種指定地域の指定を解除（新たな患者認定を行わないこと）し、個人に対する補償から、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な施策を推進

◎事業実施に必要な費用は、大気汚染の原因となる物質を排除する施設を設置する事業者等の拠出金及び国の出資金により機構に造成した基金の運用益を充当



平成 27 年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施地方 公共団体 数	実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	44	参加人数(人)	28,752	103,481
				家庭訪問指導(人)	488	
				ピークフローメーター(個)	21	
				ネブライザー(台)	105	
		健康診査事業	25	スクリーニング参加人数(人)	72,633	99,560
		機能訓練事業	37	参加人数(人)	24,258	148,032
				ピークフローメーター(個)	889	
		小 計		参加人数(人)	125,643	351,073
		附帯事業				29,270
		医療機器等整備 (助成)事業	7	施設数	14	10,861
	小 計				391,204	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業	0	事業数	0	0	
	大気浄化植樹 (助成)事業	4	植樹面積(m ²)	1,205	5,355	
	小 計				5,355	
事務連絡等経費					841	
合 計					397,400	

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金 2 億円も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD 電話相談事業など機構自らが実施する事業

意見交換を実施した団体

公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を下記のとおり実施した。

団体名	開催日
全国公害患者の会連合会	平成 28 年 3 月 4 日
公益財団法人 水島地域環境再生財団	
NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	
NPO 法人 日本アレルギー友の会	
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)	
NPO 法人 相模原アレルギーの会	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター	

例年出席している「公益財団法人 公害地域再生センター」は、日程の都合が合わず、欠席。

平成 28 年度は、平成 29 年 1～2 月に、患者団体及び NPO 法人の意見交換・情報共有の場として開催し、予防事業に対する意見・ニーズを把握することを予定している。

平成 27 年度 知識の普及事業実施状況

1. 市民公開講座等

○第 29 回日本医学会総会 2015 関西 疾患啓発イベント～分かちあう気持ち、支えあう笑顔～
市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 27 年 4 月 5 日(日)	神戸国際会議場	408 人	133 人	32.5%	131 人	98.4%

○第 32 回 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 27 年 6 月 21 日(日)	横浜シンポジア	234 人	118 人	50.4%	114 人	96.6%

○第 32 回 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会ランチョンセミナー

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 27 年 6 月 21 日(日)	横浜シンポジア	175 人	128 人	73.1%	127 人	99.2%

○第 25 回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会学術集会市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 27 年 10 月 16 日(金)	東京ベイ舞浜ホテル クラブリゾート	287 人	233 人	81.1%	227 人	97.4%

○アレルギーの日関連行事（講演会）

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 28 年 2 月 21 日(日)	よみうり大手町ホール	347 人	192 人	55.3%	186 人	96.9%

2. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成27年10月30日(金)	名古屋市立大学 さくら講堂	432人	402人	93.1%	396人	98.5%
平成27年11月6日(金)	神戸ハーバーホール	398人	311人	78.1%	303人	97.4%
平成27年11月27日(金)	イイノホール	485人	422人	70.1%	410人	97.2%
平成27年12月11日(金)	福岡国際会議場 国際会議室	287人	264人	92.0%	262人	99.2%
計		1,602人	1,399人	87.3%	1,371人	98.0%

3. COPDの予防等に関する講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成28年2月23日(火)	神戸三宮東急REI ホテル	54人	46人	85.2%	46人	100%
平成28年2月24日(水)	アークホテル岡山	56人	49人	87.5%	49人	100%
計		110人	95人	86.4%	95人	100%

4. ぜん息電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 月～土(祝日・日除く)	10時～17時	専門医又は看護師	1,371件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
1,371人	1,300人	94.8%	92.5%	1,203人

5. ぜん息児水泳記録会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成27年9月27日 (日)	大阪プール	130人	106人	81.5%	99人	93.4%
平成27年10月17日 (土)	東京辰巳国際水泳場	199人	180人	90.5%	169人	93.9%
計		329人	286人	86.0%	268人	93.7%

6. 大気環境対策セミナー

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成28年2月9日(火)	神戸国際会議場	163人	137人	84.0%	113人	82.5%

平成 27 年度 研修事業実施状況

コース名	実施場所	実施時期	受講者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業研修	神戸	平成 27 年 6 月 10 日 ～6 月 12 日	42 人	40 人	95.2%	38 人	95.0%
保健指導研修	大阪	平成 27 年 9 月 9 日 ～9 月 11 日	59 人	58 人	98.3%	57 人	98.3%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	名古屋	平成 27 年 11 月 12 日 ～11 月 13 日	99 人	97 人	98.0%	96 人	99.0%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	福岡	平成 27 年 12 月 3 日 ～12 月 4 日	59 人	59 人	100.0%	59 人	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修	東京	平成 27 年 10 月 10 日 ～平成 28 年 2 月 16 日	15 人	15 人	100.0%	15 人	100.0%
ぜん息患者教育指導者養成研修	東京他	平成 27 年 11 月 7 日 ～平成 28 年 3 月 19 日	15 人	15 人	100.0%	15 人	100.0%
環境改善研修	東京	平成 28 年 1 月 14 日 ～1 月 15 日	71 人	71 人	100.0%	68 人	95.8%
計			360 人	355 人	98.6%	348 人	98.0%

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

コース名	実施場所	実施時期	対象者数	追跡アンケート調査の結果			
				評価者回答数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
ソフト3事業研修	神戸	平成 27 年 6 月 10 日 ～6 月 12 日	37 人	37 人	100.0%	37 人	100.0%
保健指導研修	大阪	平成 27 年 9 月 9 日 ～9 月 11 日	53 人	53 人	100.0%	51 人	96.2%
計			90 人	90 人	100.0%	88 人	98.1%

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。

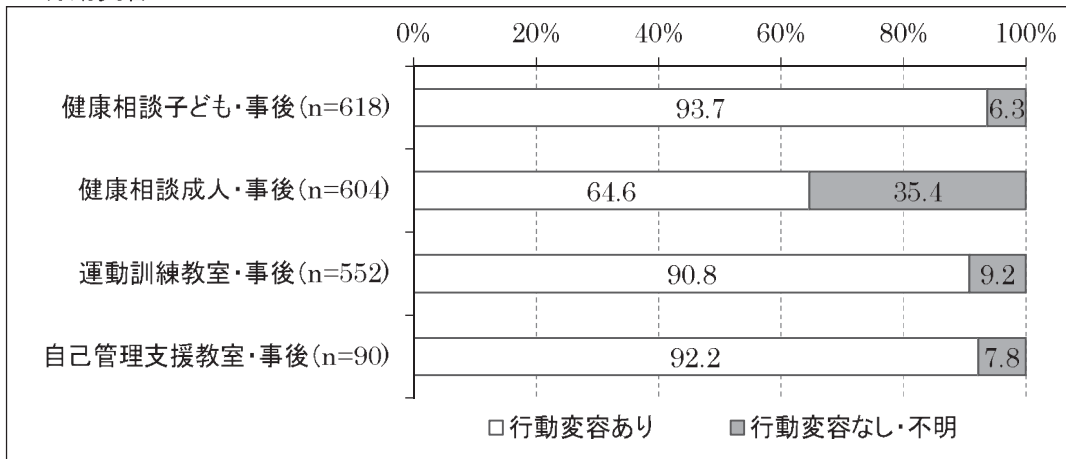
平成 27 年度は、引き続き、「ソフト3事業の実施効果の測定・把握に係るアンケート集計・分析システム」を、地方公共団体及び機構において活用し、本調査を効果的・効率的に実施した。また、ソフト 3 事業の評価手法の見直し及び検討として、成人を対象とした事業で利用する質問票案、地方公共団体が実施する各事業を個別に評価するための手引書及び自己点検ツールの作成を行うとともに、ソフト3事業の周知普及のためぜん息患者等を対象とする、ソフト3事業パンフレット等の検討を行った。

		21年度～25年度	26年度	27年度	28年度～	
事業 評価	効果の測定・把握			見直し後の実施 メニューの実施		
		事業効果の測定・把握調査 (機関別入力、集計)	システムを共有した調査の実施 (地方公共団体が入力集計)			
		ソフト3事業の全体評価		全体評価・個別評価		
効果 向上	評価手法の検討	定量的な評価手法の検討 (評価票案の改定)	個別事業の評価手法の検討			
	事業実施状況の 把握	事業実施方法・事業内容の 把握(実施個人別アンケート)		事業実施状況の 把握		
	ゲートプラクティスの抽 出・届出	事業企画・運営の参考となる 情報の提供(事例集)			事例集の更新	
	集計システムの開発・ 提供	事業効果を把握する システムの開発提供	システムの活用(機関、地方公共団体)			
	その他		調査結果の活用促進、事業の普及啓発等の推進			
	検証会		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)

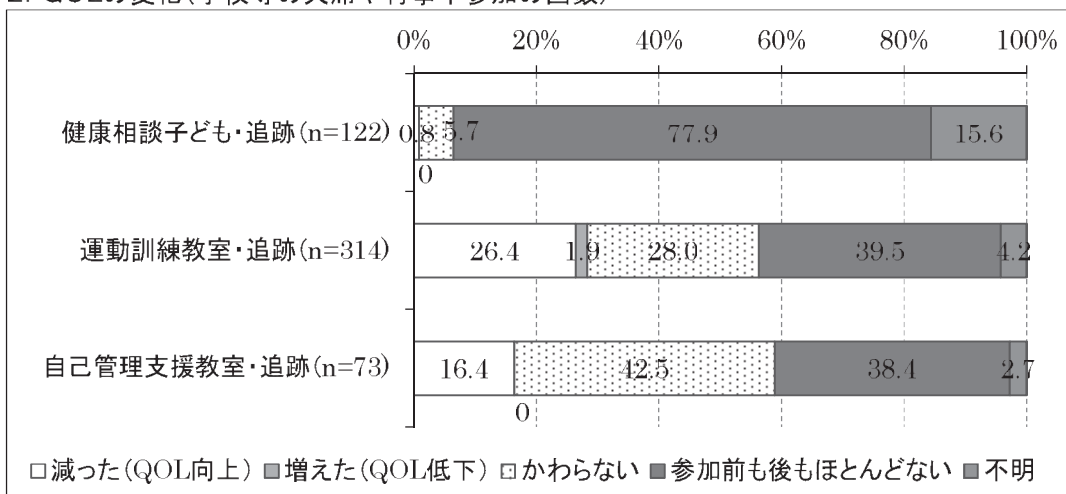
ソフト3事業全体の効果の向上

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 - 抜粋 -
 (平成 27 年度本格調査結果 - 中間報告 -)
 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月末までの回収データを集計)

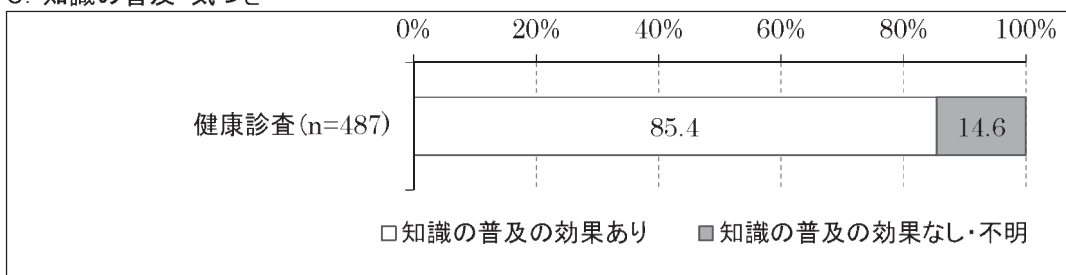
1. 行動変容



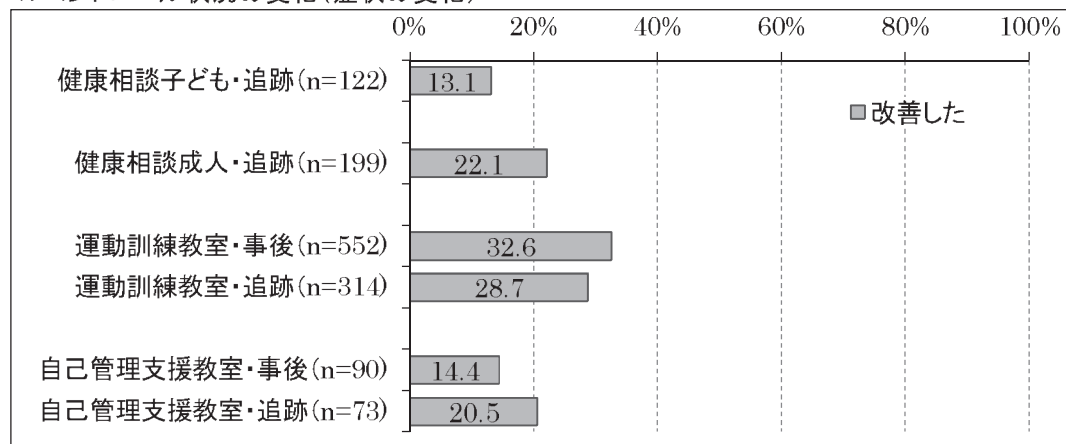
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)

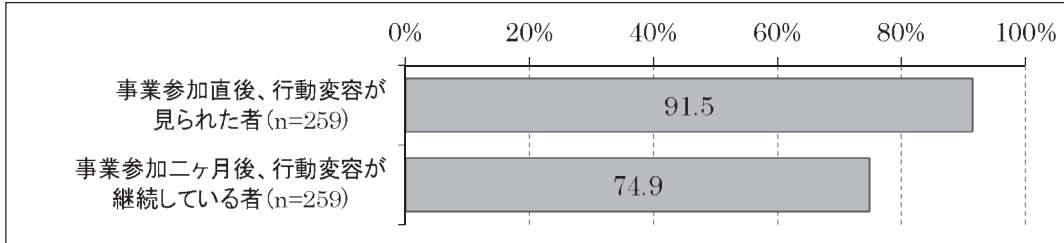


(参考)

【運動訓練教室】

1. 行動変容

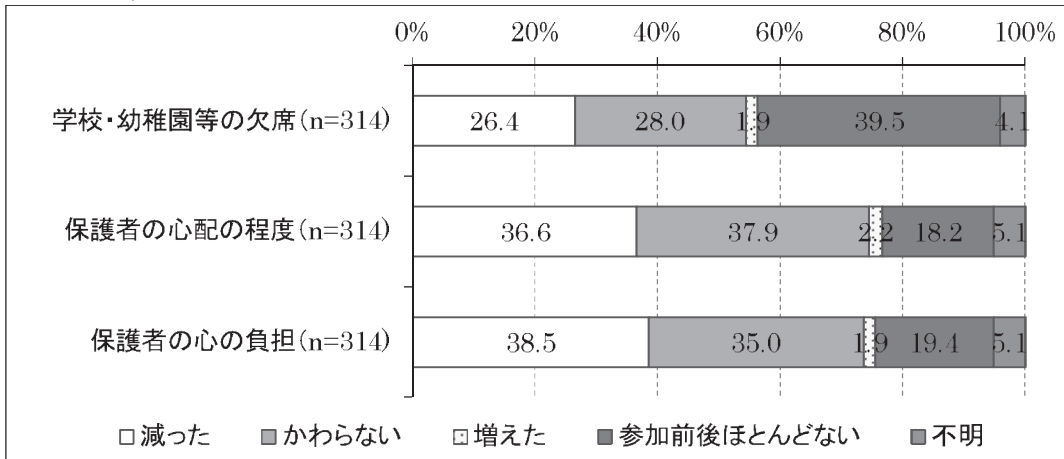
(1) 行動変容の有無



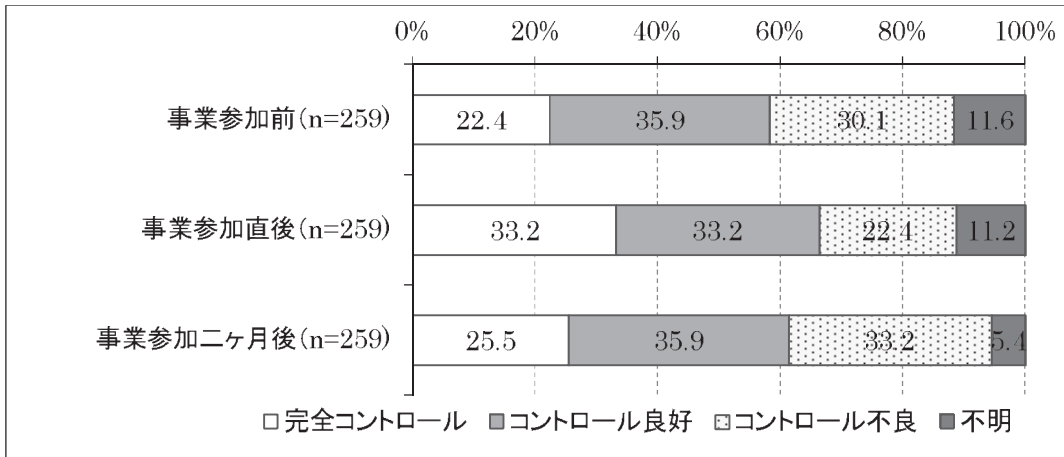
(2) 行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	59.5%
第 2 位	自分の体調管理に気を配る	59.1%
第 3 位	積極的に体を動かす	55.2%

2. QOLの変化



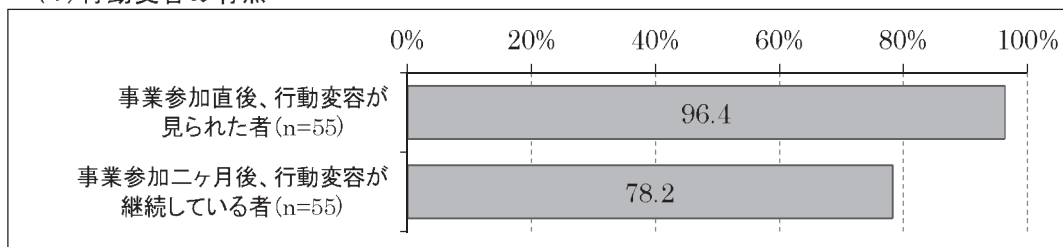
3. コントロール状況の変化(症状の変化)



【自己管理支援教室】

1. 行動変容

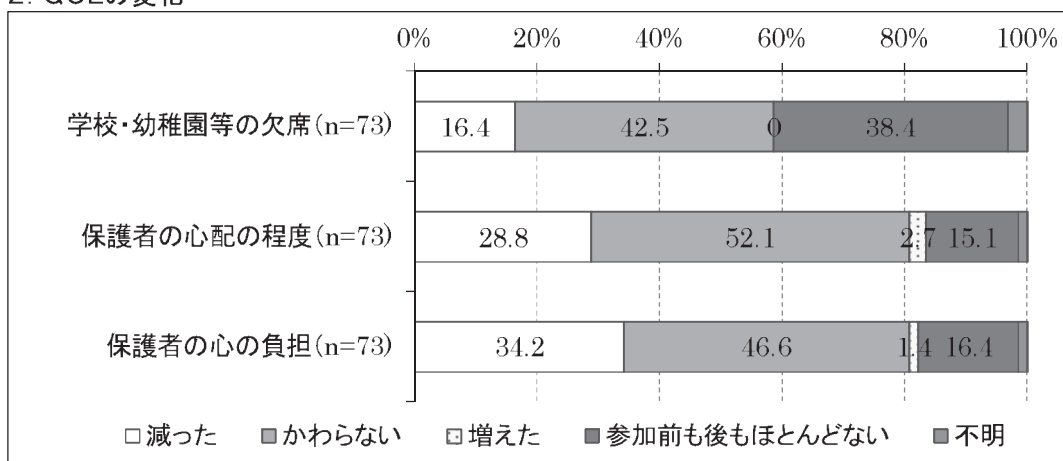
(1) 行動変容の有無



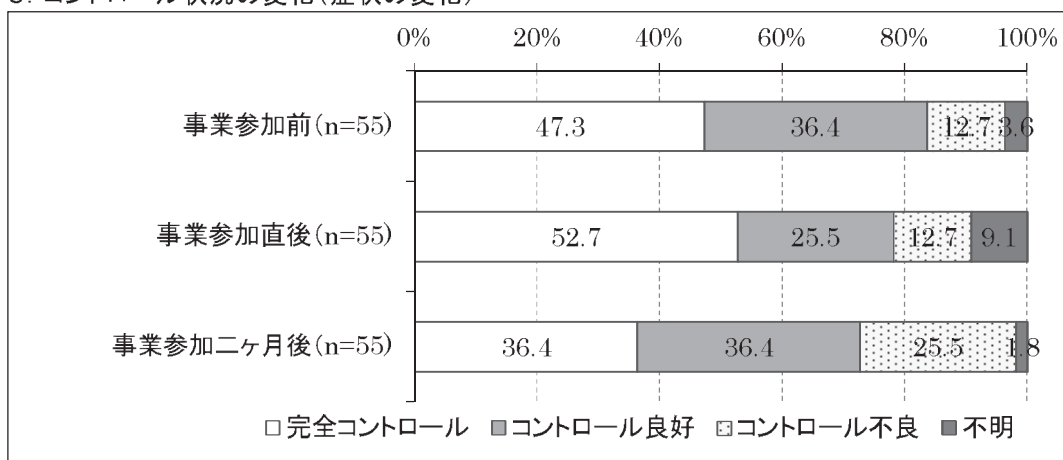
(2) 行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	67.3%
第 1 位	(家族が)環境の整備に気をつける	67.3%
第 3 位	自分の体調管理に気を配る	63.6%

2. QOLの変化



3. コントロール状況の変化(症状の変化)



平成 27 年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3分野8課題について実施</p> <p>分野 I 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究</p> <p>1. 乳幼児期のぜん息ハイリスク群へのフォローアップ指導のあり方</p> <p>2. アレルギー疾患の進展予防・管理によるぜん息の発症、増悪の予防、改善効果</p> <p>3. 環境因子による増悪予防のための健康管理手法</p>	<p>気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究</p> <p>肺音解析法を多施設で行い、気道の狭窄の存在、または可逆的な気道収縮の存在を確認する。気道の狭窄の評価は、正常児に肺音解析を施行し、各パラメータの年齢別の標準値を求め、喘息児の無発作時と発作時の肺音を年齢別に収集し、正常児と比較する。正常児、喘息児の気管支拡張薬の吸入前後の肺音解析により気道可逆性の評価法を確立する。</p> <p>2-① 新生児からの皮膚および腸管環境の整備に基づく吸入アレルギー感作・ぜん息・ぜん息発症の予防に関する研究</p> <p>新生児からのシンバイオティクス投与ならびにスキンケアにより、乳幼児期のアレルギー感作やぜん息、ぜん息発症の予防に有効な方法を検証、確立し、ぜん息の予防に有用な情報を提供する。</p> <p>2-② 保健機関が実施するぜん息事業と教育・保育機関との連携によるぜん息の発症・増悪の予防、改善のための新しいシステムの構築に関する研究</p> <p>保健機関と教育機関・保育機関及び医療機関（一般診療所）など、様々な機関が連携し「ぜん息ドック」を行い、小児ぜん息の患者に対して専門的かつ客観的なアセスメントを実施する。それを活用し各機関に情報提供することにより、発症間もない時期からの継続的な自己管理支援システムの構築を行う。</p> <p>3-① 微小粒子状物質（PM2.5）をはじめとする大気汚染物質に高感受性を示すぜん息群の抽出とその増悪予防のための効率的な健康管理手法の確立に関する調査研究</p> <p>PM2.5などの微小粒子状物質の短期曝露によるぜん息病態への影響を客観的に評価し、個人差にも配慮した高リスク群の抽出手法を確立し、大気汚染による増悪予防などの効率的な対応措置等について検討する。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>分野Ⅱ 気管支ぜん息・COPD患者の日常生活の管理、指導に関する調査研究</p> <p>1. 就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築</p> <p>2. 患者教育実践指導のための指導者育成システムの開発及び基盤整備</p> <p>3. 客観的指標によるアドヒアランスの評価</p> <p>4. COPDの重症化防止のための効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及</p>	<p>3-② PM2.5のぜん息・ぜん鳴児への影響と対応措置の評価 本研究では、乳幼児期のぜん息・ぜん鳴へのPM2.5の短期影響・長期影響・感受性に影響する因子・予防行動の効果を明らかにし、一般に大気汚染に脆弱であるとされるぜん息児のコントロールとQOLの向上、ぜん鳴児のぜん息発症予防に役立つデータを示す。</p> <p>就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築に関する研究 医療機関を受診していない患者、自己管理の自覚のない患者の抽出方法、適切な教育・指導的介入方法の標準化を行う。ぜん息キャンプにおける短期指導効果を評価し、地域における新しいぜん息事業のモデルとなるシステムの構築と効果的な教育方法の確立を行う。また、PM2.5について、その影響を考慮した具体的な介入方法を検討する。</p> <p>アレルギー専門患者指導のための指導者育成システムの開発および基盤整備に関する研究 患者指導のできるアレルギーを専門とするコメディカルスタッフを育成するために、コメディカルスタッフの中でも指導者となる人材を育成するためのプログラムの開発及び検証を行う。</p> <p>小児気管支ぜん息の自己管理支援に資する新しい客観的なアドヒアランス評価指標の開発と確立に関する調査研究 小児気管支ぜん息患者のコントロール達成と寛解、治癒を目指して、アドヒアランスの客観的評価法を確立するとともに、アドヒアランス不良の実態とその要因を医療者と患児がそれぞれ客観的に認識・共有するためのツールを開発、客観評価に基づいてアドヒアランスをサポートする手法として確立する。</p> <p>タブレットPCを用いた教育ツールの開発とCOPDエドゥケーター育成による効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及に関する調査研究 タブレットPCを用いたCOPD患者のセルフマネジメント教育ツールの活用と、わが国のセルフマネジメント教育を行うスタッフの不足を解消するために患者教育スタッフ育成システムの構築を行う。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
分野Ⅲ 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究 1. 気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因	気管支ぜん息の動向等に関する調査研究 日本人のぜん息(小児、成人)の予後、増悪背景などを前向きに調査する。 小児ぜん息部門においては、抗炎症治療を受けた小児ぜん息患者の長期的予後を思春期、成人期まで前方視的に調査し、さらに思春期での寛解率及び呼吸機能も加え、重症度、治療との関係を分析する。 成人ぜん息部門においては、日本人成人ぜん息の発症、予後を主要評価項目とした前向き研究を、電子レセプト内容とメタボ検診結果を併せて調査し、メタボ各因子が成人後ぜん息発症や非寛解に関与するかを検討する。またぜん息医療実態、およびそれとメタボ因子との関連も明らかにする。

平成 27 年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に関する調査研究 以下の 2 研究について実施</p> <p>1. 自動車 NOx・PM 法に係る対策地域における NO₂ 環境基準確保の評価手法に関する調査研究</p> <p>2. 局地的大気汚染対策に係る調査研究の体系的レビューとその成果を活用した局地的対策パッケージに関する調査研究</p>	<p>自動車 NOx・PM 法に係る対策地域を有する関係 8 都府県において、関係 8 都府県が優先的に自動車環境対策を施すべき地域を明確にし、対象地域内の環境基準の確保に資することを目的として、NO₂ の環境基準の確保が困難と予想される地点を抽出する手法を検討・構築する。</p> <p>環境再生保全機構における過去の調査研究について、その成果の活用・普及状況の観点から、体系的にレビューを行うとともに、我が国の大気環境施策との関連性や局地的大気汚染対策における位置づけを考察するとともに、体系的レビューの結果を活用して、今後の対策パッケージを検討する。</p>
<p>幹線道路沿道の微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 対策に資する調査研究 以下の 1 研究について実施</p> <p>1. 道路沿道環境における微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 及びナノ粒子に及ぼす要因に関する調査研究</p>	<p>道路沿道の PM_{2.5} 等の環境改善策を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、道路沿道における PM_{2.5} 等を構成する各成分を分析して粒径区分毎に自動車の寄与を把握するとともに、これまでの観測結果を解析し、排出量推計結果と併せて各種削減対策の効果を評価する。また、自動車からの排出量推計について、今後の基準となりうる排出量推計手法を提示する。</p>

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 調査研究評価項目

事前評価 : 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価 : 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する。

事後評価 : 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

注)各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

(A:大変優れている(5点)、B:優れている(4点)、C:普通(3点)、D:やや劣っている(2点)、E:劣っている(1点))

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価	
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○	
	研究 成果 目 標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	○		○	
社会・経済に対する貢献度	○		○		
総合評価		○	○	○	

2. 環境保健分野

(1)平成 27 年度環境保健調査研究の年度評価

1 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	2人	4人				4.3

2 新生児からの皮膚および腸管環境の整備に基づく吸入アレルゲン感作・ぜん鳴・ぜん息発症の予防に関する研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		5人	1人			3.8

3 保健機関が実施するぜん息事業と教育・保育機関との連携によるぜん息の発症・増悪の予防、改善のための新しいシステムの構築に関する研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人	1人	4人			3.5

4 PM2.5 のぜん息・ぜん鳴児への影響と対応措置の評価

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人	1人	4人			3.5

5 就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築に関する研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人	3人	2人			3.8

6 アレルギー専門患者指導のための指導者育成システムの開発および基盤整備に関する研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	4人	2人				4.7

7 小児気管支ぜん息の自己管理支援に資する新しい客観的なアドヒアランス評価指標の開発と確立に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		5人	1人			3.8

8 タブレットPCを用いた教育ツールの開発とCOPDエドゥケーター育成による効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		4人	2人			3.7

9 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	3人	3人				4.5

(2)平成 27 年度環境保健調査研究の事後評価

1 微小粒子状物質(PM2.5)をはじめとする大気汚染物質に高感受性を示すぜん息群の抽出とその増悪予防のための効率的な健康管理手法の確立に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1人	4人	1人			4.0

3. 環境改善分野

(1)平成 27 年度環境改善調査研究の年度評価

1 自動車 NO_x・PM 法に係る対策地域における NO₂ 環境基準確保の評価手法に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	1 人	5 人				4.2

2 道路沿道環境における微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 及びナノ粒子に及ぼす要因に関する調査研究

	A	B	C	D	E	平均点
総合評価	2 人	3 人				4.4

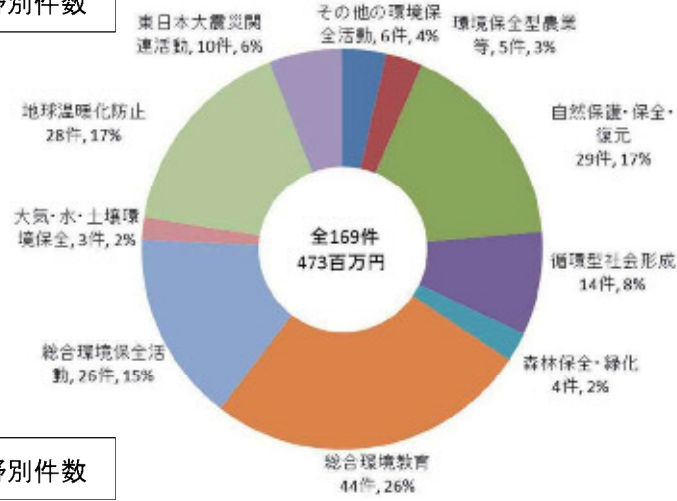
(2)平成 27 年度環境改善調査研究の事後評価

1 局地的な大気汚染対策に係る調査研究の体系的レビューとその成果を活用した局地的対策パッケージに関する調査研究

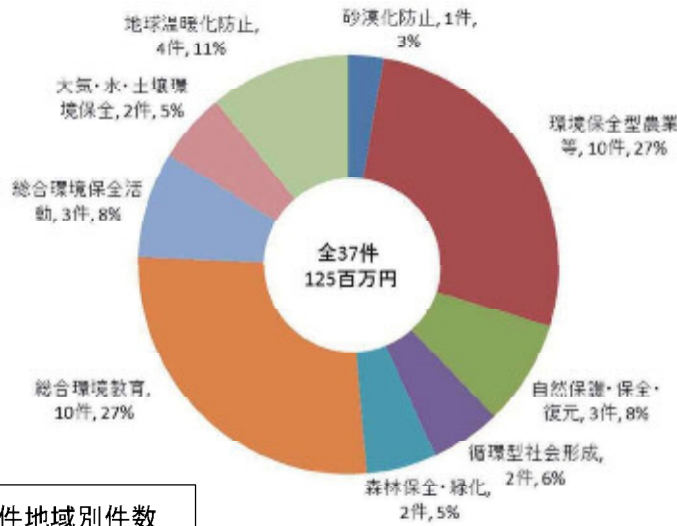
	A	B	C	D	E	平均点
総合評価		2 人	4 人			3.3

平成 27 年度助成金分野別件数内訳

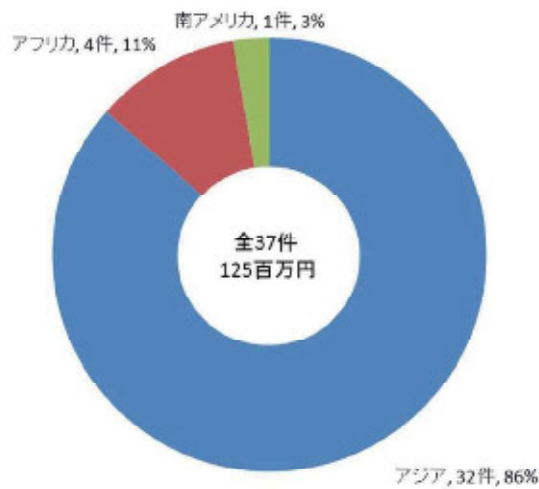
国内分野別件数



海外分野別件数



海外案件地域別件数



平成 27 年度助成金重点分野別件数内訳

平成 27 年度地球環境基金助成金に係る審査方針における重点配慮事項を踏まえ、決定した 206 件（国内案件：169 件、海外案件：37 件）のうち、

① 重点配慮事項とした活動分野等の割合

	分野又は項目	件数	割合
分野別	地球温暖化防止の分野	32 件	19.2%
	生物多様性保全の分野 （自然保護・保全・復元、森林保全、環境保全型農業等）	53 件	31.9%
	循環型社会形成の分野	16 件	9.6%
	総合環境教育の分野	54 件	32.5%
項目別	東日本大震災・原発事故関連活動のうち上記分野に属さないもの	11 件	6.6%
	計	166 件	80.6%

② 海外の助成対象活動のうちアジア太平洋地域の割合

アジア太平洋地域	32 件	86.5%
----------	------	-------

平成 28 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第 5 次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015 年（平成 27 年）パリで開催される気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、2020 年以降 2030 年に向けた取組の国際枠組が合意される予定です。

我が国も、2030 年に向けた新たな温室効果ガス削減目標を策定し、また、長期的な目標として、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることが必要となっています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第 10 回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。生物多様性国家戦略に示された 4 つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するため、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、各主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、2R の推進、アジア各国における廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する 2020 年目標 (WSSD2020 年目標) 達成に向けた取組、アスベストによる被害の防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

⑤ 東日本大震災に関連する環境保全活動への支援

東日本大震災・原発事故により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤となる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、地域の再生、自立に向けた震災に関連する環境保全活動について支援していきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナースHIP（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015 年（平成 27 年）9 月の国連総会において、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）が採択されました。また、2014年(平成26年)11月の持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）の 10 年に関するユネスコ世界会議において ESD の 10 年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム（Global Action Program : GAP）が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けた活動を支援していきます。

③ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

2020 年（平成 32 年）の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の視点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

④ 国際的な視点を持つ活動への支援

平成28年度（2016年度）には伊勢志摩G7サミットやG7富山環境大臣会合が我が国で開催され、国際的な視点での取組が注目されます。こうした動きの中で、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

地球環境基金助成金の推移

(単位:件、百万円)

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	704
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	363	579
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度		件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度		件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	458
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
小計	件数	30	6	143	179	
	金額	103	17	394	514	
H24年度	一般助成	件数	26	8	94	128
		金額	96	25	297	418
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	16	5	62	83
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	8	0	91	99
小計	件数	34	10	145	189	
	金額	120	30	450	600	
H25年度	一般助成	件数	27	9	106	142
		金額	109	29	338	476
	入門助成	件数	2	2	31	35
		金額	5	5	65	65
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	37	37
小計	件数	29	11	149	189	
	金額	114	34	430	578	
H26年度	一般助成	件数	27	11	106	144
		金額	100	34	343	479
	入門助成	件数	3	0	29	32
		金額	4	0	47	52
	特別助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	28	28
	復興支援 助成	件数	0	0	9	9
		金額	0	0	20	20
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
	フロントランナー 助成	件数	0	0	2	2
金額		0	0	14	14	
小計	件数	30	11	156	197	
	金額	105	34	464	604	
H27年度	一般助成	件数	29	6	122	157
		金額	100	20	370	491
	入門助成	件数	1	0	24	25
		金額	1	0	36	36
	復興支援 助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	25	25
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	3	0	8	12
	フロントランナー 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	23	23
	つり環境ビ ジョン助成	件数	0	0	8	8
金額		0	0	8	8	
小計	件数	31	6	169	206	
	金額	104	20	473	598	
H28年度	一般助成	件数	32	8	117	157
		金額	115	27	361	504
	入門助成	件数	1	1	34	36
		金額	1	1	51	55
	特別助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	11	11
	復興支援 助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	34	34
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	12	16
	フロントランナー 助成	件数	0	0	4	4
金額		0	0	30	30	
つり環境ビ ジョン助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	9	9	
小計	件数	34	9	180	223	
	金額	121	28	510	661	
計	件数	487	100	1,871	2,458	
	金額	1,880	310	5,601	7,795	

※ 平成16～27年度は確定値、平成28年度は内定値である。端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

イ案件: 国内の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件: 海外の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件: 国内の団体による国内の環境保全のための活動

新評価システムの移行スケジュール及び試行的実施について

○平成26～28年度においては試行的実施と並行運用期間（助成期間が3年間となっている団体を評価）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新評価システム本格実施《26年度新規団体》			
<ul style="list-style-type: none"> ■助成1年目 ・事前目標共有 ・事後評価（自己） 	<ul style="list-style-type: none"> ■助成2年目 ・中間評価 ・事後評価（自己） 	<ul style="list-style-type: none"> ■助成3年目 ・事後評価（活動3年間書面評価） ・事後評価（自己） 	<ul style="list-style-type: none"> ■助成終了後 ・事後評価（実地評価） →前年度の書面評価結果より評価レベル別に抽出 ・助成団体表彰
新評価システム本格実施《27年度新規団体》			
新評価システム本格実施《28年度新規団体》			
試行的実施《継続団体及び25年度助成終了団体に適用》※試行的部分			
<ul style="list-style-type: none"> ■助成2年目 ・中間評価 →7活動分野から2団体ずつ抽出（14協力団体）※ ・事後評価（自己）→全団体 	<ul style="list-style-type: none"> ■助成3年目 ・事後評価（活動3年間書面評価） →前年度中間評価と同じ団体※ ・事後評価（自己）→全団体 	<ul style="list-style-type: none"> ■26年度助成終了団体 ・事後評価（活動3年間書面評価） →7活動分野から2団体ずつ抽出（14協力団体）※ ・事後評価（実地評価） →前年度の書面評価結果より評価レベル別に抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ■27年度助成終了団体 ・事後評価（実地評価） →前年度の書面評価結果より評価レベル別に抽出
<ul style="list-style-type: none"> ■助成3年目 ・事後評価（自己）→全団体 	<ul style="list-style-type: none"> ■25年度助成終了団体 ・事後評価（実地評価） →旧評価要領に基づき活動形態が知識の提供で環境教育分野の団体から6件程度抽出※ 	<ul style="list-style-type: none"> ■助成団体表彰 →上記の実地評価結果を踏まえて決定※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成団体表彰 →上記の実地評価結果を踏まえて決定

助成事業に関するフォローアップ調査について(平成 27 年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間継続して助成を受けた団体に対し実施した。調査団体数及び回収率は表1のとおり。

表1 調査団体数及び回収率

調査団体数	回収団体数	回収率
50 件	44 件	88%

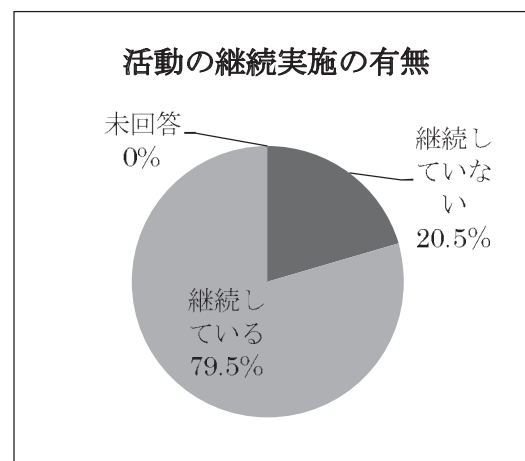
II 活動の継続実施状況について

1) 活動の継続実施の有無

「助成活動は、継続して実施していますか」という質問等に対し、「その後も継続して実施している(助成金を受けて活動を発展させての継続含む。)」と回答があった団体は 44 団体中 35 団体(79%)であった。(表2)

表2 活動の継続実施の有無

区 分	件 数
団体数(a)	44 件
継続している(b)	35 件
継続していない(c)	9 件
未回答	0 件
継続率(b/a)	79.5%



「活動を継続していない」と回答した 9 団体の理由は以下の通りであった。

「活動の目的を達成した。」(8 件)

「資金不足のため実施できなかった。」(1 件)

なお、活動の目的を達成したものを除くと継続率は、97.2%であった。

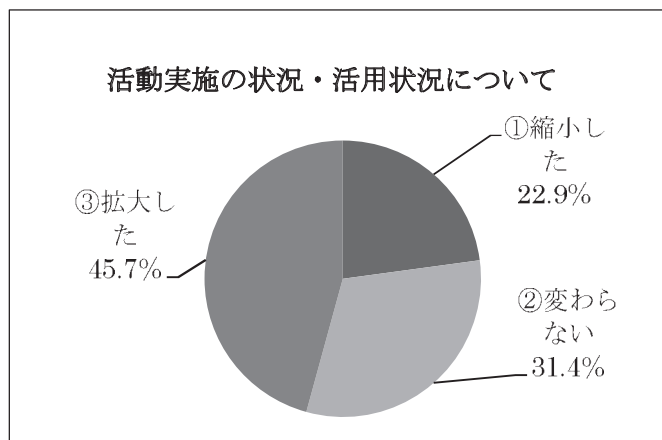
2)活動の継続実施の規模

活動を継続している 35 件の団体における継続実施の規模については次のとおりであった。

(表 3)

表3 活動の継続実施の規模

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体数 に対する率
①縮小した	8 件	22.9%
②変わらない	11 件	31.4%
③拡大した	16 件	45.7%



このうち、①縮小したと回答した団体 8 件の具体的な事例は、下記のような理由となった。

- ・調査が不十分だったフィリピンで重点的に実施している。(活動地域を絞った。)
- ・養蚕するエリ蚕が縮小した。
- ・5回連続の講座を年2回から1回に減らした。
- ・活動資金がなくなったため、事業を展開、拡大することが大変難しくなりました。
- ・大阪市との共催で、大阪府内の廃棄物減量等推進員などを対象とする交流会を開催している。
- ・地域団体育成目的で旅費を支給しての交流研修が減少した。
- ・対象箇所を複数地域ではなく1地域とした。予算規模が 1/3 に縮小した。担当者が2人から1人になった。
- ・再生のための植栽試験と残存林分の活性化試験に絞り込んだ。

また、②変わらないと回答した団体のうち、1 件から下記の通り具体的な事例の回答を得られた。

- ・事務局を他団体に移し、活動が継続されています。

最後に、③拡大したと回答した団体 16 件の具体的な事例は、下記のような理由となった。

- ・JICA 草の根パートナー事業で実施中。
- ・被災地での経験と知見を全国的なアスベスト対策に活かし、拡大しています。
- ・JICA 草の根技術協力事業(パートナー型)に資金を切り替え、地球環境基金の支援で実施した1地区を近郊3地区に拡大し、5年間の事業を実施中。
- ・全国の登録湿地(関係自治体、NGO など)で KODOMO ラムサールの成果がそれぞれの主体的な活動として引き継がれている。大分県九重町では、この夏大規模な KODOMO ラムサールが開催される。
- ・浜中町全体の海鳥及び海獣の繁殖調査を実施し、新たな知見を受ける。
沖合い調査を根室方面にも広げ、エトピリカの分布調査を拡大。さらに効果を求め新たに会場デコイを改良し制作。
- ・気候変動問題の重要性の増大に伴い、連携する地域・団体数が拡大している。より具体的な成果に繋がる活動も増加している。
- ・「源兵衛川環境探検隊」を継続実施している。平成 26 年度には、市内や市外の小学生、中学生、高校生、

- 大学生、初任者、社会人(CSR活動)等を対象に、延べ39講座を開講し、2211人を案内している。
- ・平成26年度助成事業「スポーツ界でグリーン電力活用促進事業」へと発展している。
 - ・環境省との連携による事業展開(にじゅうまるプロジェクト登録団体から、優良事例が選出される)や、生物多様性条約事務局との共催でのイベント開催など活動目標年(2020年)を見据えた新規事業の展開。
 - ・登録人数が拡大した。(24年度末:778人、27年度:1881人)
 - ・研修会の開催回数を増加。
 - ・関連団体のネットワークが強化され、協働事例をつくることができた。
 - ・助成活動で作った「絶滅危惧植物データベース」のデータ提供の増加、他のデータベースとの連携の模索などにより、活動が拡大した。
 - ・オーガニックコットン学校栽培参加校が11校から19校に増えた。
 - ・現地NGOがロ案件として引き継ぎ、新たな地域と対象者に拡大させている。
 - ・いわき市での復興支援活動の助成を頂きました。現在は、いわき市での活動をより地域に根ざした活動に変えるため、フクシマ環境未来基地として独立分離し、活動自体は継続して行っている。

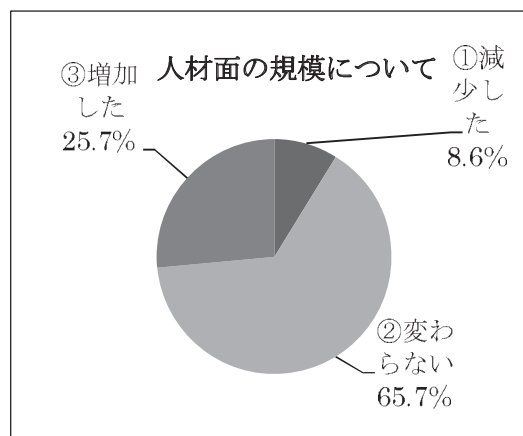
活動の継続・実施規模に関する全ての質問項目について、最も多い回答は「③拡大した」(45.7%)であった。

3) 活動の継続実施の規模(人材面)

活動を継続している35件の団体における継続実施の規模(人材面)については以下の通りであった。
(表4)

表4 活動の継続実施の規模(人材面)について

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①減少した	3 件	8.6%
②変わらない	23 件	65.7%
③増加した	9 件	25.7%



さらに、「常勤スタッフ」「非常勤スタッフ」「ボランティアスタッフ」「会員」の増減数について具体的に回答してもらったところ、以下の通りとなった。(表5)～(表8)

表5 常勤スタッフの人員増減数について

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①10人以上の減少	0件	0%
②10人未満の減少	5件	14.3%
③変化なし	26件	74.3%
④10人未満の増加	4件	11.4%
⑤10人以上の増加	0件	0%

増加率	団体数
-50%以上	4件
-10%以上	1件
±10%以内	26件
+10%以上	2件
+50%以上	2件
総計	35件

表6 非常勤スタッフの人員増減数について

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①10人以上の減少	0件	0%
②10人未満の減少	3件	8.6%
③変化なし	30件	85.7%
④10人未満の増加	2件	5.7%
⑤10人以上の増加	0件	0%

増加率	団体数
-50%以上	0件
-10%以上	1件
±10%以内	32件
+10%以上	1件
+50%以上	1件
総計	35件

表7 ボランティアスタッフの人員増減数について

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①10人以上の減少	1件	3.0%
②10人未満の減少	0件	0%
③変化なし	32件	91.0%
④10人未満の増加	1件	3.0%
⑤10人以上の増加	1件	3.0%

増加率	団体数
-50%以上	0件
-10%以上	1件
±10%以内	32件
+10%以上	0件
+50%以上	2件
総計	35件

表 8 会員の人員増減数について

回答項目	対象団体数 35 件		増加率	団体数
	件数	対象団体に対する率		
①10人以上の減少	2件	8.0%	-50%以上	2件
②10人未満の減少	0件	0%	-10%以上	0件
③変化なし	21件	84.0%	±10%以内	31件
④10人未満の増加	1件	4.0%	+10%以上	1件
⑤10人以上の増加	1件	4.0%	+50%以上	1件
			総計	35件

人員増減に関する全ての質問項目について、最も多い回答は「③変化なし」であった。

4)活動の継続実施の規模(資金面)

活動を継続している35件の団体における継続実施の規模(資金面)については以下の通りであった。
(表 9)

表 9 活動の継続実施の規模(資金面)について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①減少した	8件	22.9%
②変わらない	20件	57.1%
③増加した	7件	20.0%

「団体の継続実施の規模(資金面)について、最も多い回答は「②変わらない」(20件 57.1%)であった。
「①減少」「③増加」と回答した団体に対し、「会費収入」「寄付金収入」「事業収入」「総収入」の増減数について具体的に回答してもらったところ、以下の通りとなった。(表 10)～(表 13)

表 10 会費収入の増減金額について

回 答 項 目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①100 千円以上の減額	2 件	5.7%
②100 千円未満の減額	2 件	5.7%
③変化なし	27 件	77.2%
④100 千円未満の増額	2 件	5.7%
⑤100 千円以上の増額	2 件	5.7%

増減率 (平成 25 年度末: 平成 27 年 5 月)	件数
-50%以上	1 件
-10%以上	3 件
±10%以内	27 件
+10%以上	2 件
+50%以上	2 件
総計	35 件

表 11 寄付金収入の増減金額について

回 答 項 目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①100 千円以上の減額	3 件	8.6%
②100 千円未満の減額	0 件	0%
③変化なし	26 件	74.3%
④100 千円未満の増額	0 件	0%
⑤100 千円以上の増額	6 件	17.1%

増減率 (平成 25 年度末: 平成 27 年 6 月)	件数
-50%以上	0 件
-10%以上	0 件
±10%以内	29 件
+10%以上	2 件
+50%以上	4 件
総計	35 件

表 12 事業収入の増減金額について

回 答 項 目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①100 千円以上の減額	4 件	11.4%
②100 千円未満の減額	0 件	0%
③変化なし	23 件	65.7%
④100 千円未満の増額	0 件	0%
⑤100 千円以上の増額	8 件	22.9%

増減率 (平成 25 年度末: 平成 27 年 6 月)	件数
-50%以上	3 件
-10%以上	0 件
±10%以内	26 件
+10%以上	3 件
+50%以上	3 件
総計	35 件

表 13 総収入の増減金額について

回答項目	対象団体数 35 件		増減率 (平成 25 年度末: 平成 27 年 6 月)	件数
	件数	対象団体に 対する率		
①100 千円以上の減額	9 件	25.7%	-50%以上	6 件
②100 千円未満の減額	0 件	0%	-10%以上	2 件
③変化なし	21 件	60.0%	±10%以内	22 件
④100 千円未満の増額	0 件	0%	+10%以上	2 件
⑤100 千円以上の増額	5 件	14.3%	+50%以上	3 件
			総計	35 件

また、団体規模(資金面)の内訳に関する全ての質問項目について、最も多い回答は「③変化なし」であった。

5)助成終了後の現在の主な財源について

活動を継続している 35 件の団体における助成活動終了後の現在の主な財源については以下の通りであった。(表 14)

表 14 助成終了後の現在の主な財源について (複数回答可)

回答項目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体に対する率
①国の助成金	5 件	14.2%
②地球環境基金助成金	11 件	31.4%
③民間財団等の助成金	20 件	57.1%
④支援金	11 件	31.4%
⑤会費	20 件	57.1%
⑥参加費	8 件	22.9%
⑦その他	7 件	20.0%

⑦その他 と回答した 7 件の団体のうち、3 件から以下の通り詳細の回答があった。

- ・講演会講師料
- ・外部からの委託費
- ・自主事業

収入を得ている団体のうち、最も多い回答は「③民間財団等の助成金」(20 件 57.1%)、「⑤会費」(20 件 57.1%)であった。

Ⅲ 活動の波及効果について

助成活動の実施により、「波及効果があった」と回答した団体は、回収団体数 44 団体中 43 件(97.7%)であった。(表 15)

表 15 活動による波及効果について(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 43 件	
	件数	対象団体数 に対する率
①助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった	8 件	18.6%
②助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された	5 件	11.6%
③他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった	21 件	48.8%
④他団体等とのネットワークが構築された	22 件	51.2%
⑤行政の政策に具体的な提言をし実現させた	12 件	27.9%
⑥法令や条例等の制定や改正に貢献した	3 件	7.0%
⑦地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した	14 件	32.6%
⑧環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した	2 件	4.7%
⑨活動への参加者が増えた。パンフレット等配布物の配布数が増えた	19 件	44.2%
⑩メディアに掲載された。	13 件	30.2%
⑪表彰を受けた	7 件	16.3%
⑫その他	5 件	11.6%
⑬特になし	0 件	0%

⑩メディアに掲載された と回答した 13 件の団体について、掲載されたメディアの詳細は以下の通りであった。

- ・「新聞」(3 件)
- ・「地方紙」(4 件)
- ・「国内テレビ放送」(2 件)
- ・「国外テレビ放送」(2 件)
- ・「専門誌」(2 件)

助成活動による波及効果に関して、最も多い回答は「④他団体等のネットワークが構築された」(22 件 51.2%)であった。

また、掲載されたメディアの詳細に関して最も多い回答は「地方紙」(4 件)であった。

IV 組織の拡充につなげるために団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために団体として必要なものについては、回収団体 44 団体中 35 団体(79.5%)から回答が得られた。組織の拡充につなげるために団体として必要なものについては、以下の通りである。
(表 16)

表 16 組織の拡充につなげるために団体として必要なものについて (複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 35 件	
	件数	対象団体数 に対する率
①活動内容の周知方法の確立や拡大	16 件	45.7%
②人材の育成や確保	28 件	80.0%
③活動の継続実施(実績を積むこと)	19 件	54.3%
④活動資金調達のための体制組織	20 件	57.1%
⑤地域・企業の連携や協力体制の確立	23 件	65.7%
⑥活動資金の安定化	26 件	74.3%
⑦事務局組織の運営・強化	15 件	42.9%
⑧会員増加	15 件	42.9%
⑨その他	0 件	0%
⑩特になし	0 件	0%

組織の拡充につなげるために団体として必要なものについて、最も多い回答は「②人材の育成や確保」(28 件 80.0%)であった。

＜平成26年度事後（終了年次）評価実施結果（調査研究）＞

区分	活動名	活動分野	調査日	結果
ハ	東日本大震災被災地での復旧・復興の過程におけるアスベストリスクに関する被災地住民への予防的な教育・啓発普及活動	総合環境教育	H26. 12. 12 ～ H26. 12. 13	A
ハ	福島県における環境保全型農業による綿花栽培事業の発展的展開と製造、商品化までの6次産業化、地場産業化の確立モデル事業	東日本大震災関連活動	H26. 11. 15 ～ H26. 11. 16	B
ハ	途上国におけるカーボンオフセット事業の課題に関する普及・啓発活動	地球温暖化防止	H26. 11. 17	C
ハ	スポーツと環境についての意識調査の実施、結果のフィードバックによる環境促進事業（環境負荷の軽減や参加者の環境意識啓発）	総合環境教育	H26. 12. 11	C
ハ	世界・国・地域レベルの愛知目標実施・支援プロジェクト（3年度）	自然保護・保全・復元	H26. 12. 4	B
イ	熱帯プランテーション問題解決のための取り組み促進事業	森林保全・緑化	H26. 11. 29 ～ H26. 12. 4	A

- ＜参考＞
- イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 - ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 - ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

<平成27年度事後評価（実地評価）実施状況>

区分	活動名	活動分野	調査日	実施地
ハ	中池見湿地の希少動植物調査・保全・復元活動	自然保護・保全・復元	H27.9.20 ～ H27.9.21	福井県
イ	ラオス国における学校を中心とした持続可能な植林活動による環境保全	総合環境保全活動	H27.9.15 ～ H27.10.22	ラオス人民民主共和国
ハ	「うちエコ！ごはんアクション2014」－社会に広めるCO2削減へのステップ	総合環境教育	H27.10.25	東京都
ハ	日本海の海洋生物多様性の保全に向けた地域ネットワークの構築	自然保護・保全・復元	H27.11.12 ～ H27.11.13	富山県
ハ	「山はみんなの宝」憲章の国内外への普及	その他の環境保全活動	H27.11.18	東京都
ハ	親子で生物多様性について学ぶ、読み聞かせ絵本のための製作と普及	総合環境教育	H27.12.21	東京都

- <参考> イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

資料_地球7

<平成27年度研修・講座実施状況>

研修・講座名	開催地	開催日等	定員 (1回当たり)	参加者数	Ⅱ-1(有意 義回答率)	Ⅱ-2-1(有 意義回答 率)	Ⅱ-2-2(有 意義回答 率)	Ⅱ-3(有意 義回答率)
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握								
地球環境基金活動報告会・シンポジウム	東京都江東区	12/11(金)、12(土)	150	198	97.4%			
地域の環境NGO・NPO活動の推進								
スタッフ向け 環境NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研 修(基礎研修)	北海道	【石狩会場】 本講座:4月25～26日 現場実習:5月～6月の間に16回 フォローアップ研修:6月6日 【旭川会場】 本講座:4月25～26日 現場実習:4月～6月の間に16回 フォローアップ研修:6月7日	15	23	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%
	東北	【仙台会場】 本講座:5月9日、7月4日 現場実習:5月～6月の間に3回 フォローアップ研修:7月28日 【山形会場】 本講座:5月16日、7月11日 現場実習:5月～6月の間に3回 フォローアップ研修:7月29日	10	30	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	関東・甲越	【東京会場】 本講座:5月2日、6月7日 現場実習:5月19日～21日 フォローアップ研修:7月18日 【茨城会場】 本講座:5月3日、6月6日 現場実習:6月2日～4日 フォローアップ研修:7月19日	10	30	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	中部・北陸	【名古屋会場】 本講座:4月～6月の間に6回 フォローアップ研修:7月18日 【大垣会場】 本講座:4月～6月の間に6回 フォローアップ研修:7月19日 ※現場実習(2会場合同):4月～6月の間に14回	10	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	近畿	【大阪会場】 本講座:4月18日、5月30日 現場実習:4月28日～30日 フォローアップ研修:7月11日 【滋賀会場】 本講座:4月19日、5月31日 現場実習:5月9日～11日 フォローアップ研修:7月12日	10	22	92.9%	100.0%	100.0%	93.8%
	中国	【鳥取会場】 本講座:5月23日、5月24日 現場実習:6～7月の間に3回 フォローアップ研修:7月18日 【福山会場】 本講座:5月30日、31日 現場実習:7月に3回 フォローアップ研修:7月19日	10	30	96.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	四国	【徳島会場】 本講座:6月13日～14日 現場実習:6～7月の間に4回 フォローアップ研修:7月25日 【高松会場】 本講座:6月6日～7日 現場実習:6月～7月の間に4回 フォローアップ研修:7月26日	10	21	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	九州・沖縄	【鹿児島会場】 本講座:4月11日、5月16日 現場実習:5月5日～7日 フォローアップ研修:7月4日 【熊本会場】 本講座:4月12日、5月17日 現場実習:4月14日～16日 フォローアップ研修:7月5日	10	20	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

研修・講座名	開催地	開催日等	定員 (1回当たり)	参加者数	Ⅱ-1(有意 義回答率)	Ⅱ-2-1(有 意義回答 率)	Ⅱ-2-2(有 意義回答 率)	Ⅱ-3(有意 義回答率)
スタッフ向け 環境NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研 修(応用研修)	北海道	【札幌会場】 本講座:10月1日～2日 現場実習:10月～12月の間に11回 フォローアップ研修:12月9日 【東川会場】 本講座:9月30日～10月1日 現場実習:10月～11月の間に7回 フォローアップ研修:12月10日	20	27	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%
	東北	【仙台会場】 本講座:8月19日、8月25日 現場実習:9月18日 フォローアップ研修:10月7日 【山形会場】 本講座:8月20日、8月28日 現場実習:9月9日 フォローアップ研修:10月6日	20	39	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	関東・甲越	【東京会場】 本講座:8月19日、9月29日 現場実習:9月9日～11日 フォローアップ研修:10月26日 【茨城会場】 本講座:8月16日、9月30日 現場実習:9月16～18日 フォローアップ研修:10月31日	20	40	97.5%	100.0%	100.0%	88.8%
	中部・北陸	【名古屋会場】 本講座:8月～9月の間に5回 フォローアップ研修:11月29日 【大垣会場】 本講座:8月～9月の間に5回 フォローアップ研修:11月28日 ※現場実習(2会場合同):8月～9月の間に10回	20	29	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	近畿	【大阪会場】 本講座:8月2日、9月7日 現場実習:8月4日～6日 フォローアップ研修:10月28日 【滋賀会場】 本講座:8月8日、9月8日 現場実習:8月25～27日 フォローアップ研修:10月30日	20	28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	中国	【廿日市会場】 本講座:8月1日～2日 現場実習:9月～10月の間に3回 フォローアップ研修:10月18日 【岡山会場】 本講座:9月26日～27日 現場実習:10月～11月の間に3回 フォローアップ研修:10月18日	20	20	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	四国	【松山会場】 本講座:7月25日～26日 現場実習:8月に4回 フォローアップ研修:10月4日 【上勝会場】 本講座:8月1日～2日 現場実習:9月に3回 フォローアップ研修:10月3日	20	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	九州・沖縄	【鹿児島会場】 本講座:8月30日、9月24日 現場実習:9月1日～3日 フォローアップ研修:10月24日 【熊本会場】 本講座:8月29日、9月25日 現場実習:9月13日～15日 フォローアップ研修:10月25日	20	23	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
若手プロジェクトリーダー研修	1期生	東京都新宿区 第1回:7月16日～17日 第2回:10月13日～14日 第3回:1月14日～15日	14	14	100.0%	100.0%	100.0%	
	2期生	東京都新宿区 第1回:7月16日～17日 第2回:10月13日～14日 第3回:1月14日～15日	10	10	100.0%	100.0%	44.4%	
国際協力の推進								
海外派遣研修	パラオ共和国	事前研修:8月29日～30日 派遣研修:(短期)9月26日～10月4日 (長期)9月26日～10月11日 事後研修報告会:12月11日	10	10	100.0%	90.0%	100.0%	100.0%

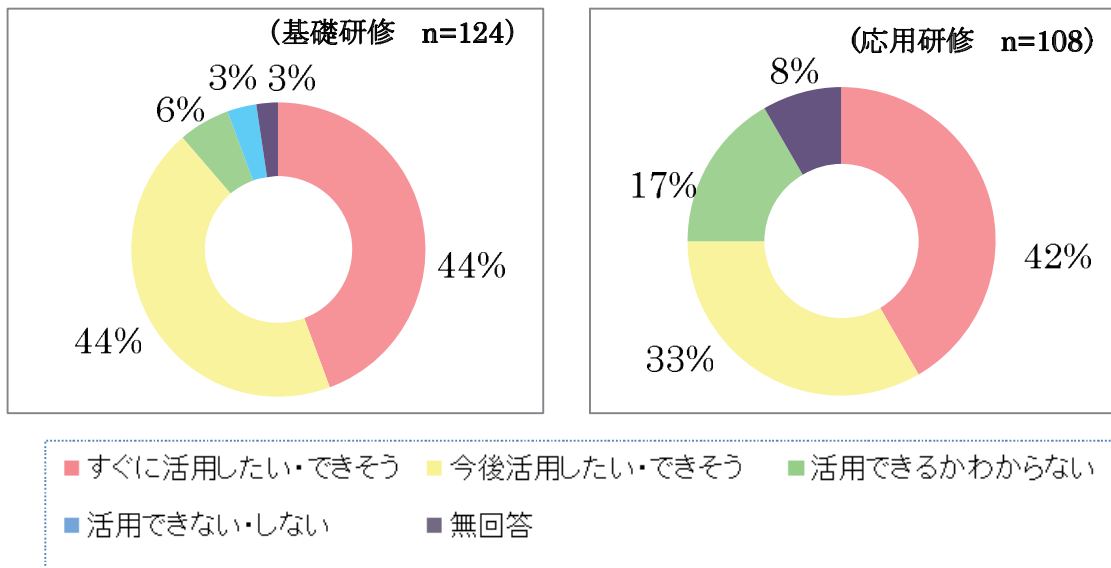
※Ⅱ-1:初日終了後受講者アンケート
Ⅱ-2-1:本講座終了後受講者アンケート
Ⅱ-2-2:フォローアップ講座終了後受講者アンケート
Ⅱ-3:3か月後アンケート

平成 27 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等

1. 平成 27 年度スタッフ向け環境NGO・NPOレベルアップ実践研修アンケート結果

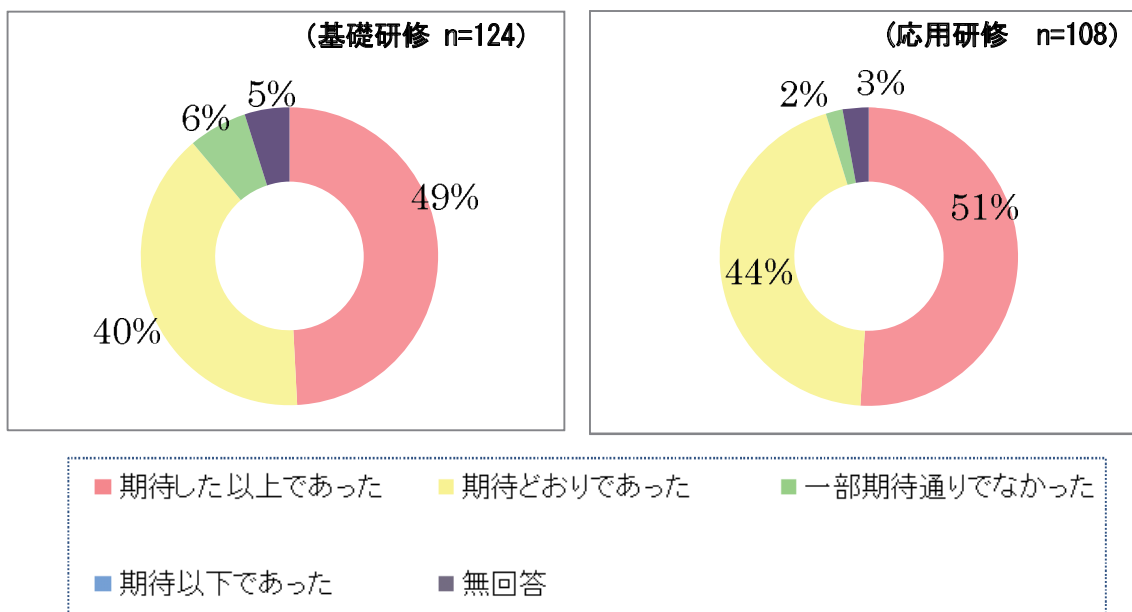
(1) 研修・講座での学びの活用の可能性と希望

【この研修・講座での学びを活用できそうですか？または活用したいですか？】



(2) 受講前の期待度に対する実際

【受講前の期待度に対し、この研修はどうでしたか？】



2. 研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等

- ・基礎研修に参加した上で応用研修に参加する考えで企画した。参加者のニーズとマッチングすれば、これだけ手厚い研修会は理想的である。しかし、これだけの時間をついやせる参加者を見つけることができなかった。お互いに独立した研修会として実施する方が現実的である。
- ・2地域開催は良いことだと思う。しかし、大都市圏・地方都市ときめずにそれも各ブロックに任せてもらいたい。ニーズのあるところで研修会を実施したい。
- ・受講者のニーズとしては、基礎研修修了後に応用研修の受講是非を判断したい方も少なくないと考えられ、そうした判断を容易にするためには、2年目基礎研修と2年目応用研修の間により余裕をもたせた方がベターと考えられる。
- ・地方に拠点を置く NGO/NPO は、大都市圏に比べ圧倒的に研修を受講する機会が不足しているため、地方都市圏での研修は、非常に価値ある機会となっているとの声を今年度も複数から聞いた。
- ・期間の設定自体も、応募団体の企画手案の工夫としていただき、制限を少なくした方がより団体側の工夫が得られると思う。
- ・受講者アンケート実施に関し、多すぎる等の意見も聞かれたため、各回アンケートの前文で、アンケートの目的・意義をより詳しく記述することも有効かもしれない。

地球環境基金造成状況について

(単位:件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5～13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
平成 24 年度	0	0	785	11	785	11
平成 25 年度	0	0	789	17	789	17
平成 26 年度	0	0	874	9	874	9
平成 27 年度	0	0	899	8	899	8
累 計	16	9,400	14,120	4,714	14,136	14,114

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について

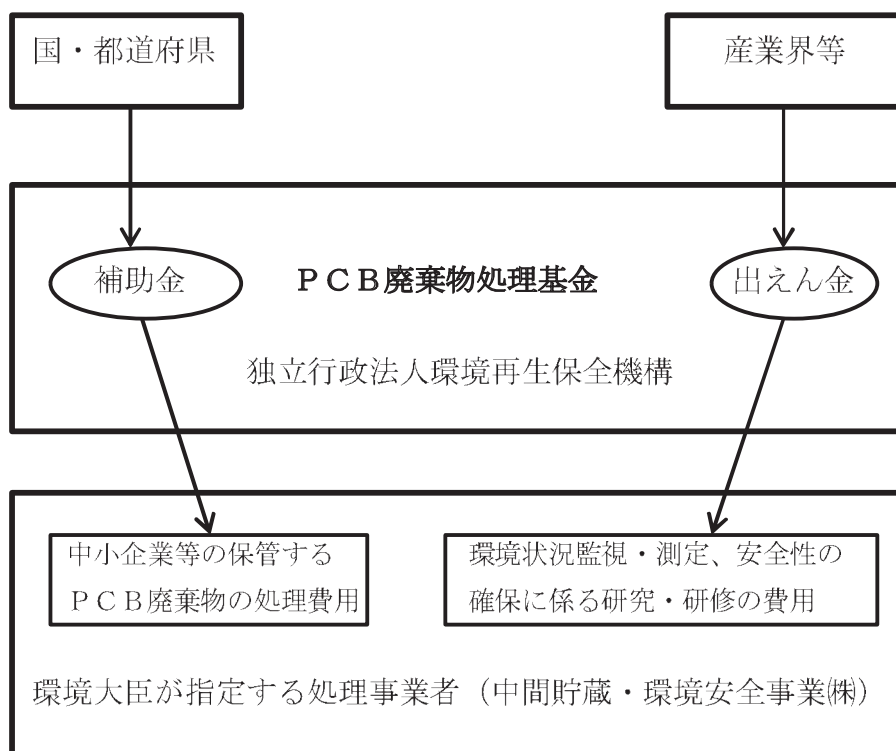
1. 目的

- (1) 中小企業者等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

3. PCB処理基金のスキーム



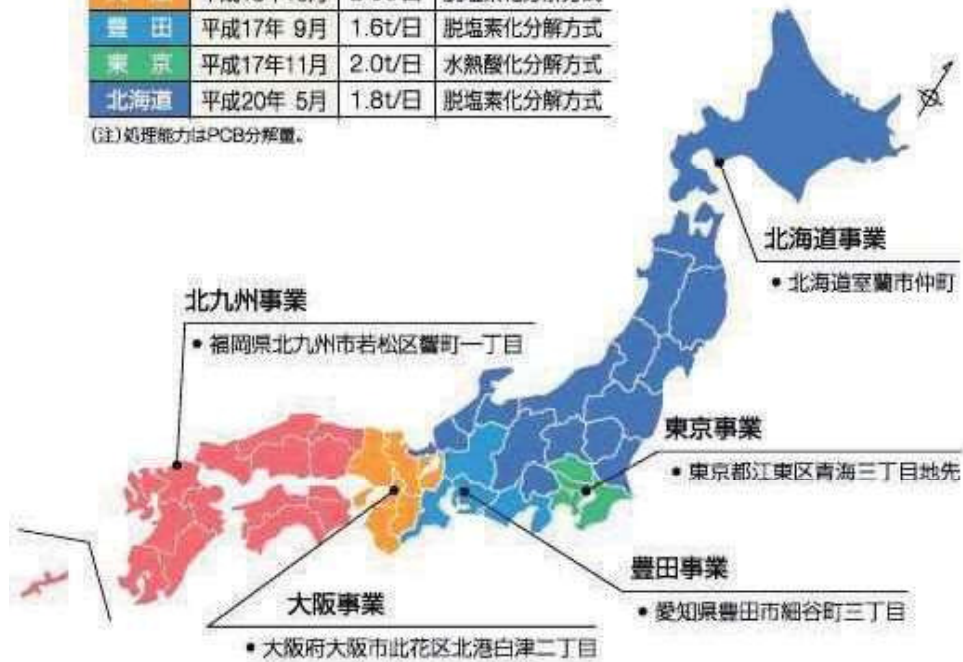
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

高圧トランス・コンデンサ等の処理

処理対象区域	操業開始	処理能力 (t/日) ^(注)	PCB分解処理方式
北九州	平成16年12月	1.5t/日	脱塩素化分解方式
大阪	平成18年10月	2.0t/日	脱塩素化分解方式
豊田	平成17年 9月	1.6t/日	脱塩素化分解方式
東京	平成17年11月	2.0t/日	水熱酸化分解方式
北海道	平成20年 5月	1.8t/日	脱塩素化分解方式

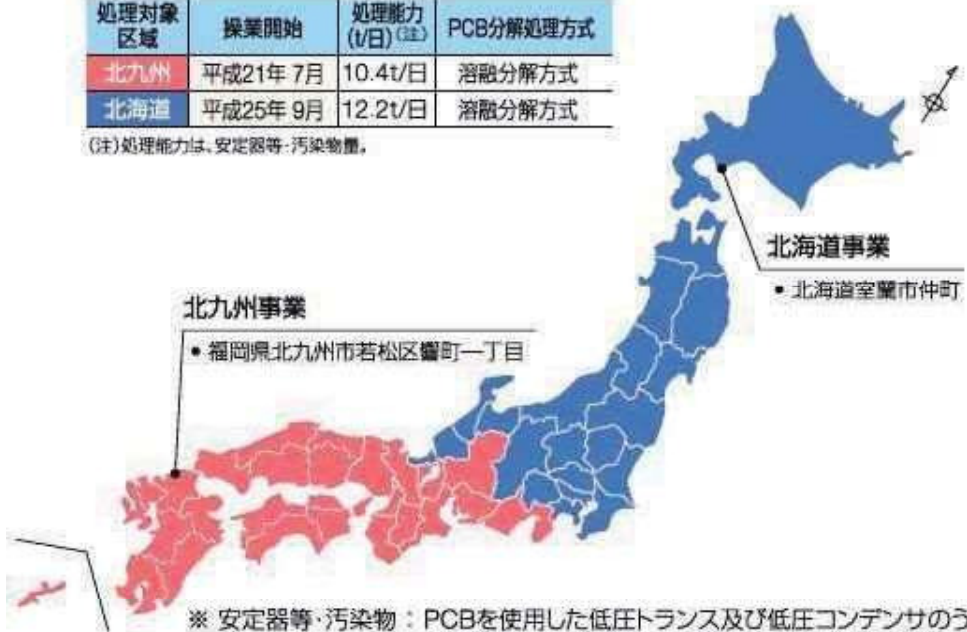
(注)処理能力はPCB分解量。



安定器等・汚染物の処理

処理対象区域	操業開始	処理能力 (t/日) ^(注)	PCB分解処理方式
北九州	平成21年 7月	10.4t/日	溶融分解方式
北海道	平成25年 9月	12.2t/日	溶融分解方式

(注)処理能力は、安定器等・汚染物量。



※ 安定器等・汚染物：PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金拠出状況について

（単位：千円）

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
平成 13～18 年度	12,000,000	12,000,000	480,800
平成 19 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 20 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 21 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 22 年度	2,000,000	1,861,000	0
平成 23 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 24 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 25 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 26 年度	700,000	676,071	0
平成 27 年度	700,000	651,437	0
累計額	25,900,000	25,375,758	480,800

維持管理積立金管理業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

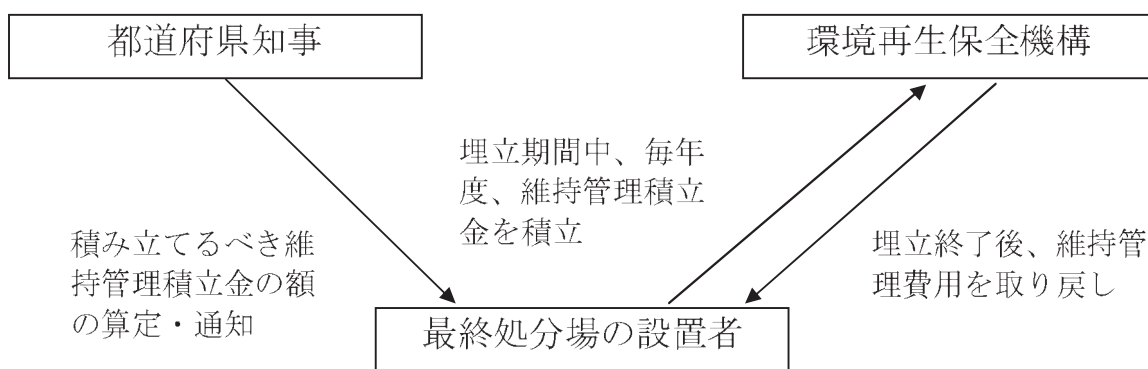
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



申請書等の受付状況と認定等状況（平成27年度）

(1) 療養者の方からの認定申請

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中*1	126 (113)	48 (49)	5 (3)	3 (4)		182 (169)
	医学的判定の 準備中	70 (43)	16 (14)	3 (8)	1 (6)	0 (0)	90 (71)
27年度受付		654 (583)	130 (119)	34 (26)	40 (22)	10 (10)	868 (760)
計							1,140 (1,000)

注：()は前年度の実績。以下同様。

*1は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	573 (486)	105 (101)	0 (2)	12 (6)		690 (595)	60.5% (59.5%)	73.6% (72.8%)
不認定	41 (35)	24 (25)	25 (27)	19 (23)	0 (0)	109 (110)	9.6% (11.0%)	
取下げ	31 (20)	6 (2)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	40 (23)	3.5% (2.3%)	
医学的判定中	158 (126)	57 (48)	8 (5)	15 (3)		238 (182)	20.9% (18.2%)	
計	803 (667)	192 (176)	34 (34)	48 (33)	0 (0)	1,077 (910)	94.5% (91.0%)	
医学的判定の 準備中	48 (70)	7 (14)	4 (3)	4 (1)	0 (0)	63 (90)	5.5% (9.0%)	

(2) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	26 (23)	10 (9)	0 (0)	1 (0)		37 (32)
	医学的判定の 準備中	19 (12)	9 (5)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	31 (19)
27年度受付		106 (97)	35 (31)	9 (6)	6 (4)	3 (3)	159 (141)
計							227 (192)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合	
認定	81 (68)	24 (18)	0 (0)	4 (1)		109 (87)	48.0% (45.3%)	62.6% (64.6%)
不認定	11 (17)	10 (9)	3 (5)	4 (2)	0 (0)	28 (33)	12.3% (17.2%)	
取下げ	4 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	2.2% (2.1%)	
医学的判定中	36 (26)	20 (10)	6 (0)	2 (1)		64 (37)	28.1% (19.3%)	
計	132 (114)	55 (37)	9 (6)	10 (4)	0 (0)	206 (161)	90.7% (83.9%)	
医学的判定の 準備中	16 (19)	5 (9)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	21 (31)	9.3% (16.1%)	

(3) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	0 (1)	1 (5)	0 (0)	0 (0)		1 (6)
	医学的判定の 準備中	1 (3)	3 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)
27年度受付		12 (11)	5 (4)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	19 (19)
計							26 (30)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	9 (11)	1 (2)	0 (0)	1 (0)		11 (13)	42.3% (43.3%)	69.2% (76.7%)
不認定	0 (0)	4 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	19.2% (16.7%)	
取下げ	1 (3)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	7.7% (16.7%)	
医学的判定中	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)		2 (1)	7.7% (3.3%)	
計	10 (14)	7 (8)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	20 (24)	76.9% (80.0%)	
医学的判定の 準備中	3 (1)	2 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	23.1% (20.0%)	

審査中の案件に係る状況（平成27年度）

(1) 療養中の方 (単位：件)

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (129件)	平成23年度	1	平成19年度 1 平成23年度 5 平成24年度 1 平成25年度 12 平成26年度 253
	平成25年度	7	
	平成26年度	10	
	平成27年度	111	
医学的判定中(109件)	平成27年度	109	
その他機構において 審査中(63件)	平成27年度	63	
計		301	272

(2) 未申請死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (36件)	平成24年度	1	平成23年度 1 平成24年度 1 平成25年度 2 平成26年度 64
	平成25年度	2	
	平成26年度	4	
	平成27年度	29	
医学的判定中(28件)	平成27年度	28	
その他機構において 審査中(21件)	平成27年度	21	
計		85	68

(3) 施行前死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (1件)	平成27年度	1	平成26年度 7
医学的判定中(1件)	平成27年度	1	
その他機構において 審査中(6件)	平成27年度	6	
計		8	7

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成27年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
 （平成28年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）					小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）					小計	総計	
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明			
北海道	31	1	1	2	0	35	3	1	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	40
青森県	7	2	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
岩手県	6	2	0	0	0	8	3	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	12
宮城県	9	9	0	0	1	19	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
秋田県	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
山形県	3	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	8
福島県	3	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	6
茨城県	11	0	1	0	0	12	5	1	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1	19
栃木県	7	2	0	1	0	10	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11
群馬県	4	0	0	1	0	5	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	8
埼玉県	36	5	1	4	0	46	5	2	1	0	0	8	1	0	0	0	0	0	1	55
千葉県	24	9	3	1	0	37	4	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	42
東京都	58	12	2	4	0	76	13	3	3	0	0	19	1	1	0	0	0	0	2	97
神奈川県	29	6	3	3	1	42	4	3	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	2	51
新潟県	14	2	0	0	0	16	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	22
富山県	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	9
石川県	6	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
福井県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
山梨県	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
長野県	7	2	0	0	0	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
岐阜県	12	3	0	0	0	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16
静岡県	9	1	0	1	1	12	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	17
愛知県	43	8	2	1	0	54	9	1	0	0	1	11	1	0	0	0	0	0	1	66
三重県	8	3	0	0	0	11	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	14
滋賀県	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
京都府	14	5	0	0	0	19	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	20
大阪府	88	6	3	4	0	101	9	2	1	1	1	14	0	0	0	0	0	0	0	115
兵庫県	72	8	2	4	2	88	10	3	1	2	0	16	2	0	0	0	0	0	2	106
奈良県	13	4	0	2	2	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	22
和歌山県	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
島根県	4	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	8	4	1	0	0	13	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14
広島県	11	6	0	1	0	18	0	3	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	22
山口県	11	4	0	2	0	17	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	20
徳島県	3	1	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
香川県	13	2	0	0	0	15	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	18
愛媛県	8	1	0	3	0	12	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	14
高知県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福岡県	24	4	4	2	0	34	7	4	0	0	0	11	1	1	0	0	0	0	2	47
佐賀県	3	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
長崎県	6	1	1	0	0	8	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	11
熊本県	6	4	3	1	0	14	2	0	1	1	0	4	0	1	0	0	0	0	1	19
大分県	3	0	1	0	1	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
宮崎県	2	3	1	0	0	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
鹿児島県	8	4	1	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	16
沖縄県	1	1	2	0	0	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	654	130	34	40	10	868	106	35	9	6	3	159	12	5	2	0	0	0	19	1,046

資料_石綿4

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成28年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（平成28年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	262	73	7	4	6	352	42	16	3	1	0	62	153	25	1	0	1	180	594
青森県	39	10	0	0	0	49	5	0	0	0	0	5	26	7	0	0	0	33	87
岩手県	38	6	1	1	0	46	11	1	0	1	1	14	29	3	0	0	0	32	92
宮城県	153	67	2	3	6	231	11	4	0	0	1	16	64	12	0	0	2	78	325
秋田県	31	4	0	0	0	35	1	0	0	0	0	1	37	3	0	0	1	41	77
山形県	37	15	1	1	3	57	9	4	0	0	0	13	20	7	1	0	1	29	99
福島県	70	11	1	3	2	87	12	7	0	0	1	20	46	3	1	0	0	50	157
茨城県	113	32	4	3	4	156	21	8	1	1	1	32	60	6	1	0	3	70	258
栃木県	52	20	1	7	6	86	12	6	0	1	1	20	42	6	1	0	0	49	155
群馬県	71	18	2	4	1	96	12	5	0	0	1	18	59	8	0	0	2	69	183
埼玉県	380	111	11	16	13	531	39	20	4	4	0	67	197	43	4	3	5	252	850
千葉県	248	126	8	7	6	395	31	14	3	2	1	51	129	27	0	3	0	159	605
東京都	574	159	22	14	12	781	84	26	5	2	0	117	310	51	6	0	8	375	1,273
神奈川県	431	144	17	12	19	623	66	21	4	6	1	98	242	44	4	0	7	297	1,018
新潟県	120	37	2	1	3	163	16	4	0	0	0	20	61	11	0	0	0	72	255
富山県	83	11	0	1	0	95	11	3	0	0	0	14	54	9	0	0	1	64	173
石川県	42	13	1	1	3	60	5	1	0	2	1	9	32	2	0	0	1	35	104
福井県	36	15	0	1	2	54	3	0	1	0	1	5	18	1	0	0	0	19	78
山梨県	36	6	2	1	2	47	7	0	0	0	0	7	21	1	0	0	0	22	76
長野県	67	25	2	4	1	99	17	1	1	0	0	19	34	4	0	1	1	40	158
岐阜県	89	30	2	0	1	122	15	5	1	0	2	23	59	9	0	0	2	70	215
静岡県	143	42	3	3	4	195	28	9	1	0	0	38	107	12	2	1	0	122	355
愛知県	390	80	5	9	6	490	52	9	1	1	3	66	138	24	2	0	2	166	722
三重県	68	26	1	0	4	99	9	4	0	1	0	14	33	10	0	0	0	43	156
滋賀県	72	24	0	2	1	99	7	3	0	0	1	11	39	4	0	0	0	43	153
京都府	105	45	1	2	0	153	8	0	1	0	0	9	76	8	2	1	1	88	250
大阪府	842	212	26	22	26	1,128	88	32	3	4	4	131	350	80	10	1	5	446	1,705
兵庫県	802	196	12	9	25	1,044	60	24	3	3	0	90	350	93	2	1	8	454	1,588
奈良県	124	45	2	9	3	183	13	3	2	0	0	18	59	10	1	1	3	74	275
和歌山県	37	19	2	2	0	60	12	1	0	0	0	13	34	3	0	0	0	37	110
鳥取県	26	0	0	0	0	26	2	0	1	0	0	3	22	2	0	0	0	24	53
島根県	29	14	3	1	2	49	5	1	0	0	0	6	12	3	0	0	0	15	70
岡山県	104	56	1	1	3	165	13	9	0	0	0	22	88	4	2	0	3	97	284
広島県	145	69	3	2	9	228	21	13	1	1	1	37	111	23	2	0	2	138	403
山口県	96	42	4	3	2	147	11	2	0	0	0	13	42	13	2	1	0	58	218
徳島県	36	10	0	0	0	46	5	4	0	0	0	9	21	3	0	0	0	24	79
香川県	54	24	0	0	0	78	12	3	0	0	0	15	33	4	2	0	0	39	132
愛媛県	47	19	5	3	1	75	13	2	1	1	0	17	33	3	3	0	0	39	131
高知県	26	11	0	0	0	37	3	2	0	0	0	5	27	5	0	0	0	32	74
福岡県	304	101	15	10	13	443	50	15	1	1	1	68	135	24	1	1	4	165	676
佐賀県	31	11	2	0	0	44	4	1	0	1	0	6	29	1	4	0	2	36	86
長崎県	82	36	6	6	3	133	11	7	1	0	1	20	46	9	0	1	2	58	211
熊本県	66	33	7	7	0	113	10	4	1	1	2	18	40	6	0	0	0	46	177
大分県	40	6	4	1	3	54	4	5	0	0	0	9	23	5	0	1	0	29	92
宮崎県	44	18	2	0	1	65	6	3	1	0	1	11	37	3	0	0	1	41	117
鹿児島県	88	18	5	7	2	120	6	5	0	0	0	11	42	8	1	0	2	53	184
沖縄県	17	7	2	1	1	28	7	4	0	0	0	11	35	5	2	0	2	44	83
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
総計	6,792	2,098	197	184	199	9,470	890	311	41	34	26	1,302	3,656	647	57	16	72	4,448	15,220

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成27年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成28年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	20	2	0	0	22	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	25
青森県	6	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岩手県	5	1	0	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	8
宮城県	9	5	0	0	14	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	17
秋田県	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山形県	2	2	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
福島県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
茨城県	13	0	0	0	13	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	17
栃木県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
群馬県	6	0	0	0	6	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	9
埼玉県	33	4	0	2	39	4	2	0	1	7	1	0	0	0	1	47
千葉県	27	11	0	1	39	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	45
東京都	58	9	0	1	68	9	3	0	0	12	1	0	0	0	1	81
神奈川県	28	4	0	2	34	2	2	0	0	4	2	0	0	0	2	40
新潟県	9	0	0	0	9	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	13
富山県	8	0	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
石川県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福井県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山梨県	5	0	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
長野県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岐阜県	6	2	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
静岡県	11	1	0	1	13	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	18
愛知県	33	4	0	0	37	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	43
三重県	7	1	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
滋賀県	3	0	0	0	3	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	5
京都府	8	2	0	0	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
大阪府	87	6	0	1	94	5	1	0	1	7	0	0	0	0	0	101
兵庫県	72	5	0	1	78	4	3	0	0	7	2	0	0	0	2	87
奈良県	11	5	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
和歌山県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
島根県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	9	3	0	0	12	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	15
広島県	6	7	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
山口県	4	4	0	0	8	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	11
徳島県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
香川県	10	1	0	0	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12
愛媛県	8	2	0	0	10	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	12
高知県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福岡県	20	3	0	1	24	9	1	0	0	10	1	0	0	0	1	35
佐賀県	2	1	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
長崎県	5	1	0	0	6	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	9
熊本県	4	5	0	0	9	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	12
大分県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
宮崎県	2	2	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
鹿児島県	7	3	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
沖縄県	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	573	105	0	12	690	81	24	0	4	109	9	1	0	1	11	810

資料_石綿6

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成28年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成28年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	204	51	1	0	256	31	7	0	1	39	140	4	0	0	144	439
青森県	28	6	0	0	34	3	0	0	0	3	24	1	0	0	25	62
岩手県	30	2	0	1	33	6	2	0	0	8	28	1	0	0	29	70
宮城県	113	43	0	1	157	8	3	0	0	11	59	2	0	0	61	229
秋田県	18	2	0	0	20	1	0	0	0	1	36	0	0	0	36	57
山形県	31	9	1	0	41	6	3	0	0	9	17	2	0	0	19	69
福島県	55	8	0	1	64	5	2	0	0	7	44	2	0	0	46	117
茨城県	91	20	0	1	112	11	6	0	0	17	56	1	1	0	58	187
栃木県	40	12	0	2	54	11	2	0	0	13	39	2	1	0	42	109
群馬県	51	13	0	2	66	9	4	0	0	13	55	1	0	0	56	135
埼玉県	320	60	1	5	386	28	9	0	2	39	184	17	2	1	204	629
千葉県	210	72	1	3	286	24	6	0	0	30	124	7	1	2	134	450
東京都	467	91	1	8	567	64	14	0	0	78	289	6	5	0	300	945
神奈川県	336	62	0	7	405	42	8	0	0	50	230	14	4	0	248	703
新潟県	83	18	0	0	101	12	3	0	0	15	56	2	0	0	58	174
富山県	70	3	0	1	74	7	1	0	0	8	50	5	0	0	55	137
石川県	32	5	0	1	38	3	1	0	0	4	31	0	0	0	31	73
福井県	26	6	0	0	32	1	0	0	0	1	15	0	0	0	15	48
山梨県	30	3	1	0	34	6	0	0	0	6	17	1	0	0	18	58
長野県	50	15	0	1	66	9	1	0	0	10	31	1	0	1	33	109
岐阜県	67	18	0	0	85	9	3	1	0	13	55	0	0	0	55	153
静岡県	117	26	0	1	144	22	2	0	1	25	103	2	2	0	107	276
愛知県	322	40	0	4	366	35	6	0	1	42	121	4	1	0	126	534
三重県	56	7	0	0	63	6	0	0	0	6	29	1	0	0	30	99
滋賀県	60	14	0	0	74	5	2	0	0	7	37	1	0	0	38	119
京都府	80	19	0	0	99	7	0	0	0	7	72	1	1	1	75	181
大阪府	655	112	6	5	778	60	22	1	1	84	318	28	6	3	355	1,217
兵庫県	658	108	4	2	772	34	10	0	1	45	327	15	1	0	343	1,160
奈良県	95	24	2	3	124	6	2	0	0	8	54	3	1	0	58	190
和歌山県	31	12	0	0	43	11	1	0	0	12	30	0	0	0	30	85
鳥取県	19	0	0	0	19	2	0	0	0	2	20	2	0	0	22	43
島根県	21	4	0	0	25	3	0	0	0	3	11	1	0	0	12	40
岡山県	83	29	0	1	113	9	10	0	0	19	78	1	1	0	80	212
広島県	98	38	1	1	138	11	7	0	0	18	99	5	1	0	105	261
山口県	81	30	0	1	112	5	1	0	0	6	37	3	0	2	42	160
徳島県	28	5	0	0	33	3	2	0	0	5	19	0	0	0	19	57
香川県	41	19	0	0	60	8	2	0	0	10	28	0	2	0	30	100
愛媛県	39	9	2	0	50	9	2	0	0	11	33	2	3	0	38	99
高知県	20	4	0	0	24	3	1	0	0	4	26	1	0	0	27	55
福岡県	241	57	0	8	306	41	10	0	0	51	124	4	1	0	129	486
佐賀県	24	5	1	0	30	4	1	0	0	5	28	0	1	0	29	64
長崎県	60	22	0	1	83	7	5	0	0	12	46	2	0	0	48	143
熊本県	48	24	0	3	75	8	5	0	2	15	34	0	0	0	34	124
大分県	34	2	0	0	36	2	3	0	0	5	21	1	0	1	23	64
宮崎県	32	9	0	1	42	7	0	0	0	7	35	1	0	0	36	85
鹿児島県	68	8	0	2	78	4	2	0	0	6	39	0	0	0	39	123
沖縄県	10	2	0	1	13	3	1	0	0	4	34	1	1	0	36	53
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
総計	5,374	1,148	22	68	6,612	611	172	2	9	794	3,384	148	36	11	3,579	10,985

認定等に係る処理日数（平成27年度）

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	106 (116)	67 (69)	32 (25)	507 (357)
追加資料が必要とされたもの		175 (167)		285 (331)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、原処分取消後の処分及び石綿繊維計測の特殊事例を除く（以下同じ。）。

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	125 (138)	84 (74)	45 (31)	77 (57)
追加資料が必要とされたもの		179 (196)		59 (63)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	229 (333)	193 (215)	113 (93)	3 (2)
追加資料が必要とされたもの		256 (393)		4 (4)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	40 (94)		—	9 (11)

(参考1) 療養中の方からの申請（石綿繊維計測案件を含む。）

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	115 (141)	67 (69)	32 (26)	507 (357)
追加資料が必要と されたもの		197 (215)		292 (348)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

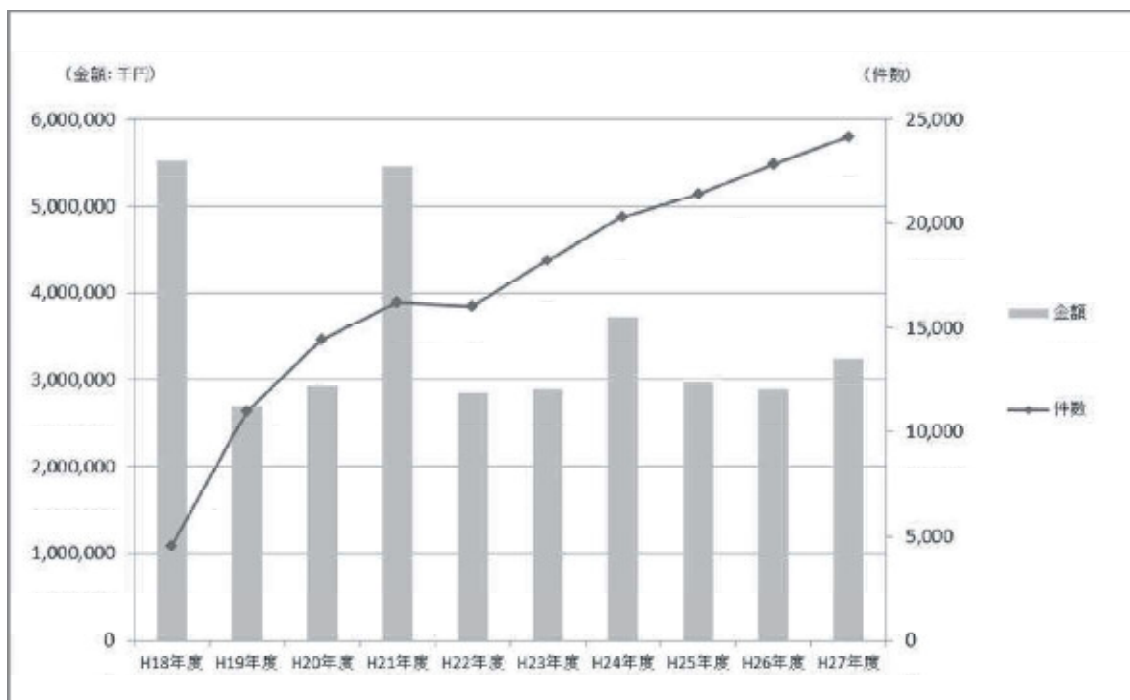
(参考2) 療養中の方に係る平均処理日数の分布状況（石綿繊維計測案件を含む。）

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
21～60日	232件	232件	29.0%	21.0%
61～90日	168件	400件	50.1%	41.0%
91～120日	112件	512件	64.1%	51.5%
121～150日	101件	613件	76.7%	70.2%
151日以上	179件	792件	100.0%	100.0%
総 計	792件			

(参考3) 療養中の方からの申請で判定が1回で済んだケースでの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
21～60日	232件	232件	45.8%	41.5%
61～90日	167件	399件	78.7%	79.8%
91～120日	82件	481件	94.9%	93.8%
121～150日	24件	505件	99.6%	97.5%
151日以上	2件	507件	100.0%	100.0%
総 計	507件			

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成18年度～平成27年度）



平成 27 年度保健所説明会等実績

＜保健所ブロック別開催＞

実施地区	平成 27 年度	平成 26 年度
北海道ブロック	28 名	46 名
東北ブロック	8 名	13 名
関東ブロック	68 名	81 名
中部ブロック	27 名	28 名
北陸ブロック	8 名	6 名
近畿ブロック	51 名	49 名
中国ブロック	5 名	10 名
四国ブロック	5 名	10 名
九州ブロック	26 名	31 名
参加数計	226 名	274 名

＜自治体追加開催＞

実施地区	平成 27 年度	平成 26 年度
秋田県	9 名	10 名
静岡県	11 名	6 名
島根県（山陰地区）	—	13 名
熊本県	18 名	17 名
沖縄県	18 名	26 名
長崎県	8 名	—
参加数計	64 名	72 名

＜自治体主催救済制度担当者研修会＞

実施地区	平成 27 年度	平成 26 年度
栃木県	5 名	7 名
埼玉県	19 名	16 名
千葉県	※160 名	45 名
群馬県	39 名	43 名
大阪市	—	—
神戸市	—	—
香川県	—	—
参加数計	223 名	111 名

※千葉県の健康福祉部がん対策班主催分 37 名と環境生活部大気保全課主催分 123 名の合計

平成 27 年度被認定者等アンケート概要

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害医療手帳交付者（5月、現況届と同時に実施）	887	<p>○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた 74.6%</p> <p>○制度の満足度については、53.7%が満足</p> <p>○認定の有効期間（5年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた 61.4%</p>
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	584	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 74.5%、 家族・知人 12.2%、機構ホームページ 11.3%、 保健所・地方環境事務所 8.2%、新聞広告 6.5%、 労働基準監督署 6.3%、ポスター・チラシ 4.1%、テレビ 3.9%</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 様式の記入方法が分かりにくい 37.6%、 手引きがわかりにくかった 28.4%、 医学的資料の収集 27.5%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 24.8%</p> <p>○要望 ・申請から認定までの期間短縮 ・医師や医療機関への周知活動 ・手続き、書類の簡素化 ・制度に関する一般的な周知 ・進捗状況を知らせてほしい</p>
未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族 （認定通知送付時に実施）	95	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 55.8%、家族・知人 16.8%、 機構ホームページ 15.8%、ポスター・チラシ 12.6%、 労働基準監督署 11.6%、保健所・地方環境事務所 9.5%、 新聞広告 8.4%、テレビ 6.3%</p> <p>○申請から認定までの手続きがスムーズに行えたとの回答が 70.2%</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集 39.3%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 28.6%、 様式の記入方法が分かりにくい 21.4%、 手引きが分かりにくかった 17.9%、</p>

		<p>保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 17.9%、 戸籍等の収集 14.3%</p> <p>○要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請のための分かりやすい説明書が必要 ・保健所への周知徹底 ・認定までの期間短縮 ・審査の途中経過のお知らせ
<p>施行前死亡者遺族アンケート</p> <p>認定された施行前死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)</p>	<p>10</p>	<p>○救済制度を知った経緯</p> <p>労働基準監督署 40.0%、%ポスター・チラシ 10.0%、 自治体広報誌 10.0%、ラジオ・テレビ 10.0%、 病院の医師 10.0%</p> <p>○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との 回答が 40.0%、どちらでもないが 40.0%、無回答 20.0%</p> <p>○要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間が経過しているので記録がない等の苦労があった ・書類がいくつもあってどれを使用するのか分かりにくかった

セミナー等アンケート概要

1. 学会共催セミナー

医療関係者の救済制度に関する認知度等を把握するため、平成27年度学会共催セミナーで参加者にアンケート調査を実施。9学会で498件アンケートを回収。また、群馬県医師会共催との研修会においても23件アンケートを回収。

<学会の主なアンケート結果>

○制度の認知度について

- ・ 救済制度の内容まで知っている..... 32%
- ・ 制度があることは知っている..... 53%
- ・ 知らなかった..... 14%
- ・ 無回答..... 1%

○申請・給付の手続きについて

- ・ 十分理解した..... 14%
- ・ ほぼ理解した..... 78%
- ・ 理解できなかった..... 7%
- ・ 無回答..... 1%

<群馬県研修会の主なアンケート結果>

○参考になったか

- ・ 参考になった..... 96%
- ・ どちらとも言えない..... 4%

2. 保健所担当者等説明会

保健所担当者及び自治体担当者等の救済制度等に関する理解度等を把握するため平成27年度保健所担当者等説明会で参加者にアンケート調査を実施。14カ所で251件アンケートを回収。

<主なアンケート結果>

○制度について

- ・ 十分理解した..... 16%
- ・ ほぼ理解した..... 80%
- ・ 理解できなかった..... 4%
- ・ 無回答..... 1%

3. 中皮腫細胞診実習研修会

医療関係者の救済制度認知度や細胞診結果で中皮腫診断が可能なことの認知度等を把握するため、中皮腫細胞診実習研修会（2回実施）で参加者にアンケート調査を実施し、75件のアンケートを回収した。

＜研修会出席者の主なアンケート結果＞

制度を知ったきっかけ	東京開催	神戸開催	全体
・学会や研修会	51.4%	48.1%	49.4%
・新聞記事・新聞広告	11.4%	19.2%	16.1%
・その他（テレビ他）	37.2%	32.7%	34.5%

細胞診における中皮腫確定診断が可能なことへの認知度	東京開催	神戸開催	全体
・診断経験があり知っていた	16.7%	17.9%	17.3%
・診断経験はないが知っていた	33.3%	46.2%	40.0%
・知らなかった。	47.2%	35.9%	41.4%
・未回答	2.8%	0%	1.3%

○主なコメント

- ・沢山の症例が鏡顕でき勉強になった。
- ・あまり経験のない貴重な症例を見ることができよかった。大変勉強になった。
- ・今後、中皮腫の患者さんが増えてくることを考えて、本日学んだ中皮腫のパターンも頭に入れて検鏡に励みます。

石綿健康被害救済制度広報 TVCM実施内訳 (地上波-15秒)

CM放送期間：2016年1月12日(火)～25日(月)

エリア	局名	系列局	メイン放送地域	投下GRP	CM 放送本数
北海道	札幌テレビ放送	STV	北海道	200 GRP	23
	北海道放送	HBC		TBS	200 GRP
青森	青森放送	RAB	青森	175 GRP	14
	青森テレビ	ATV		TBS	175 GRP
岩手	テレビ岩手	TVI	岩手	175 GRP	19
	岩手朝日テレビ	IAT		テレ朝	175 GRP
宮城	ミヤギテレビ	MMT	宮城	175 GRP	23
	東日本放送	KHB		テレ朝	175 GRP
秋田	秋田放送	ABS	秋田	175 GRP	20
	秋田テレビ	AKT		フジ	175 GRP
山形	山形放送	YBC	山形	175 GRP	16
	山形テレビ	YTS		テレ朝	175 GRP
福島	福島中央テレビ	FCT	福島	175 GRP	22
	福島放送	KFB		テレ朝	175 GRP
関東	日本テレビ放送網	NTV	茨城・栃木・群馬・東京・ 埼玉・千葉・神奈川	250 GRP	34
	テレビ朝日	EX		テレ朝	250 GRP
新潟	テレビ新潟放送網	TeNY	新潟	175 GRP	21
	新潟テレビ21	UX		テレ朝	175 GRP
富山	北日本放送	KNB	富山	175 GRP	17
	富山テレビ	BBT		フジ	175 GRP
石川	テレビ金沢	KTK	石川	175 GRP	21
	北陸朝日放送	HAB		テレ朝	175 GRP
福井	福井放送	FBC	福井	175 GRP	11
	福井テレビジョン放送	FTB		フジ	175 GRP
山梨	山梨放送	YBS	山梨	175 GRP	20
	テレビ山梨	UTY		TBS	175 GRP
長野	テレビ信州	TSB	長野	175 GRP	20
	信越放送	SBC		TBS	175 GRP
静岡	静岡第一テレビ	SDT	静岡	175 GRP	20
	静岡放送	SBS		TBS	175 GRP
東海	中京テレビ放送	CTV	岐阜・愛知・三重	200 GRP	22
	CBCテレビ	CBC		TBS	200 GRP
関西	読売テレビ放送	YTV	滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山	250 GRP	38
	関西テレビ放送	KTV		フジ	250 GRP
鳥取・島根	日本海テレビジョン放送	NKT	鳥取・島根	175 GRP	20
	山陰中央テレビジョン放送	TSK		フジ	175 GRP
広島	広島テレビ放送	HTV	広島	175 GRP	20
	広島ホームテレビ	HOME		テレ朝	175 GRP
山口	山口放送	KRY	山口	175 GRP	16
	テレビ山口	TYS		TBS	175 GRP
岡山・香川	西日本放送	RNC	岡山・香川	175 GRP	21
	岡山放送	OHK		フジ	175 GRP
徳島	四国放送	JRT	徳島	350 GRP	33
愛媛	南海放送	RNB	愛媛	175 GRP	21
	あいテレビ	ITV		TBS	175 GRP
高知	高知放送	RKC	高知	175 GRP	15
	高知さんさんテレビ	KSS		フジ	175 GRP
福岡	福岡放送	FBS	福岡	200 GRP	26
	九州朝日放送	KBC		テレ朝	200 GRP
佐賀	サガテレビ	STS	佐賀	350 GRP	49

エリア	局名		系列局	メイン放送地域	投下GRP	CM 放送本数
長崎	長崎国際テレビ	NIB	日テレ	長崎	175 GRP	25
	テレビ長崎	KTN	フジ		175 GRP	22
熊本	熊本県民テレビ	KKT	日テレ	熊本	175 GRP	17
	熊本朝日放送	KAB	テレ朝		175 GRP	27
大分	大分朝日放送	OAB	テレ朝	大分	175 GRP	33
	テレビ大分	TOS	日テレ・フジ		175 GRP	17
宮崎	宮崎放送	MRT	TBS	宮崎	175 GRP	21
	テレビ宮崎	UMK	日テレ・フジ		175 GRP	14
鹿児島	鹿児島読売テレビ	KYT	日テレ	鹿児島	175 GRP	26
	南日本放送	MBC	TBS		175 GRP	27
沖縄	琉球朝日放送	QAB	テレ朝	沖縄	175 GRP	13
	琉球放送	RBC	TBS		175 GRP	19
合計	62局			47都道府県	11,650 GRP	1,544 本

※GRP (Gross Rating Point) とは、延べ視聴率 (視聴率の積重ね) のこと。

例えば、視聴率10%の枠に、50本のCMが放送されると500GRPになる。

石綿健康被害救済制度広報 TVCM実施内訳 (BS-60秒)

CM放送期間：2016年1月12日 (火) ~25日 (月)

放送局	系列局	CM放送本数
BS日テレ	日本テレビ	6
BS日テレ朝日	テレビ朝日	6
BS-TBS	TBS系列	6
BS-JAPAN	テレビ東京	6
BSフジ	フジテレビ	6
5局		30本

ウェブリスティング広告実績

<Google リスティング広告>

時期	クリック数 (a)	石綿 HP アクセス数 (b)	シェア率 (a) / (b) * 100
6月	856	8,438	10.1%
7月	1,145	9,017	12.6%
8月	1,265	7,293	17.3%

<Yahoo! リスティング広告>

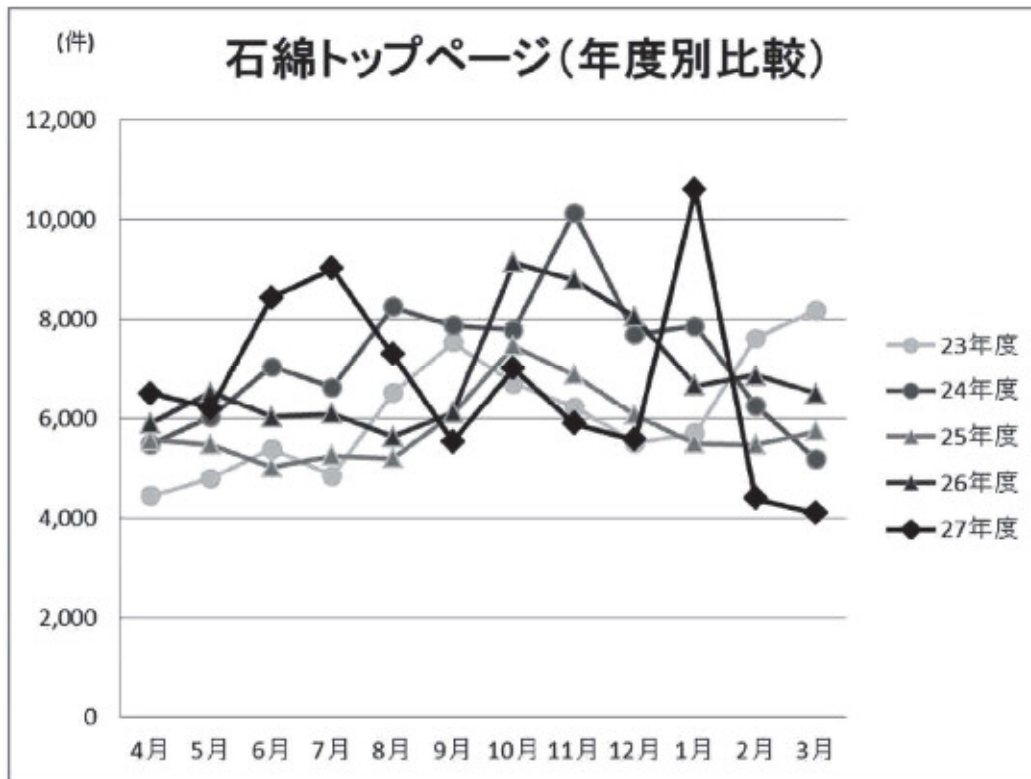
時期	クリック数 (a)	石綿 HP アクセス数 ※ (b)	シェア率 (a) / (b) * 100
11月	1,654	7,862	21.0%
12月	1,970	8,057	24.4%
1月	3,177	17,407	18.2%
2月	2,730	7,630	35.7%

※「石綿 HP アクセス数」については各月の月初から月末の数

交通広告路線

路 線	
JR東日本 トレインチャンネル (8路線)	山手線、中央線快速、京浜東北・根岸線、京葉線、 埼京線、横浜線、南武線
JR西日本 WESTビジョン (12路線)	東海道本線、山陽本線、湖西線、草津線、福知山 線、JR東西線、大阪環状線、学研都市線、おお さか東線、大和路線、関西空港線、阪和線

ホームページ（石綿トップページ）アクセス数等



(単位：件)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
4月	4,426	5,474	5,557	5,901	6,488
5月	4,788	6,022	5,467	6,515	6,189
6月	5,384	7,037	5,011	6,024	8,438
7月	4,833	6,614	5,248	6,081	9,017
8月	6,503	8,249	5,196	5,630	7,293
9月	7,536	7,884	6,083	6,108	5,527
10月	6,681	7,800	7,458	9,136	6,999
11月	6,212	10,140	6,867	8,789	7,862(1,983)
12月	5,506	7,697	6,056	8,053	8,057(2,492)
1月	5,689	7,873	5,491	6,655	17,407(6,815)
2月	7,624	6,239	5,468	6,861	7,630(3,251)
3月	8,189	5,168	5,740	6,493	4,908(823)
累計	73,371	86,197	69,642	82,246	95,815(15,364)

()内は、特設サイトによるアクセス数で内数。

平成 27 年度窓口相談・フリーダイヤル件数

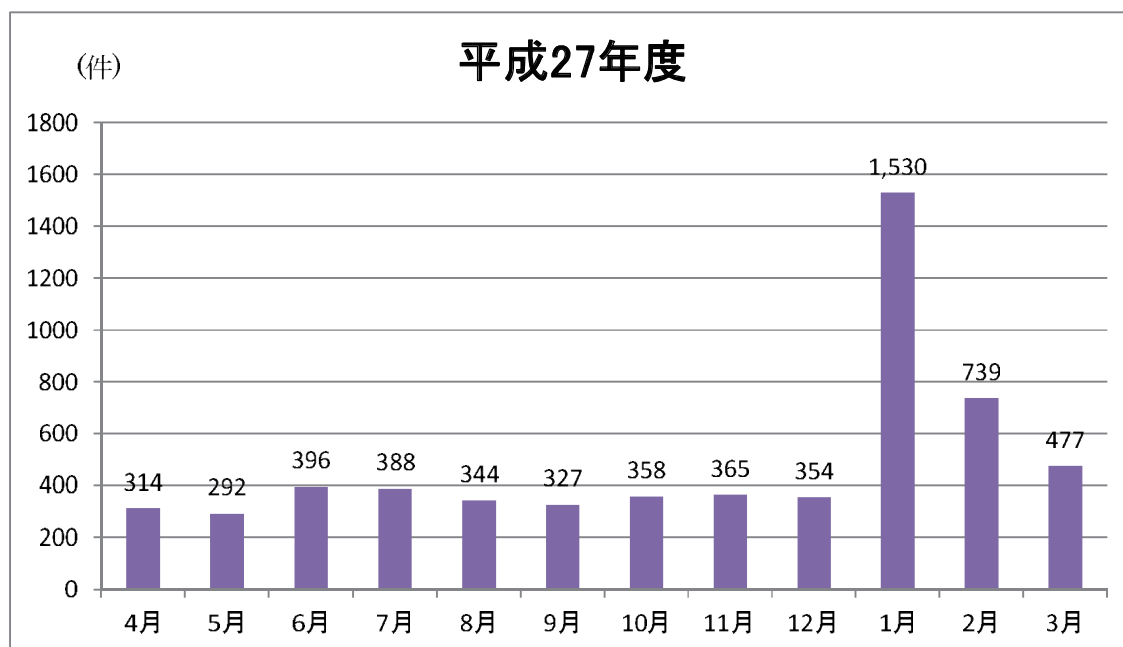
1. 窓口相談 42 件

相談内容内訳

(単位：件)

制度について	手続について	健康不安	その他	計
9	32	1	0	42

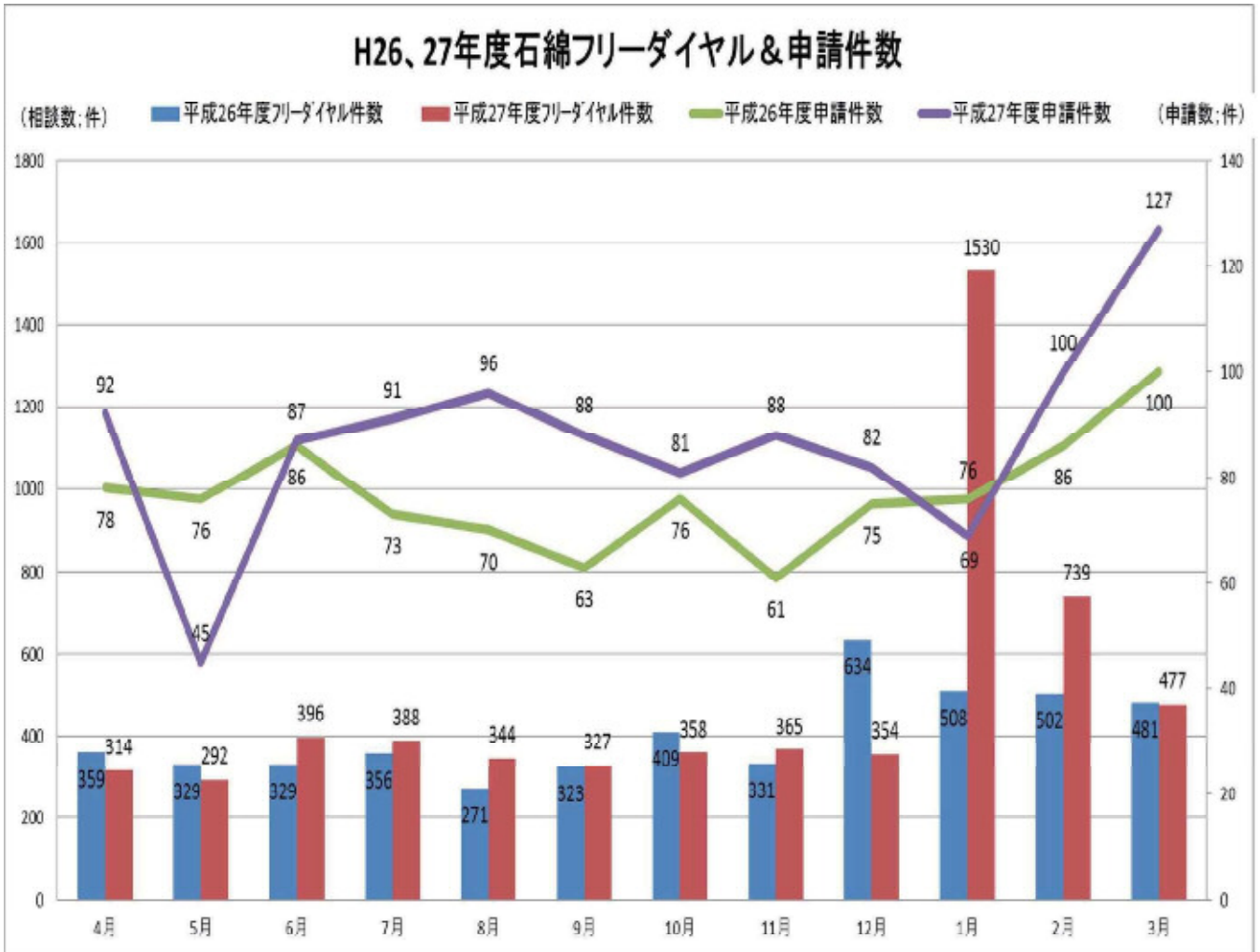
2. フリーダイヤル件数 (0120-389-931)



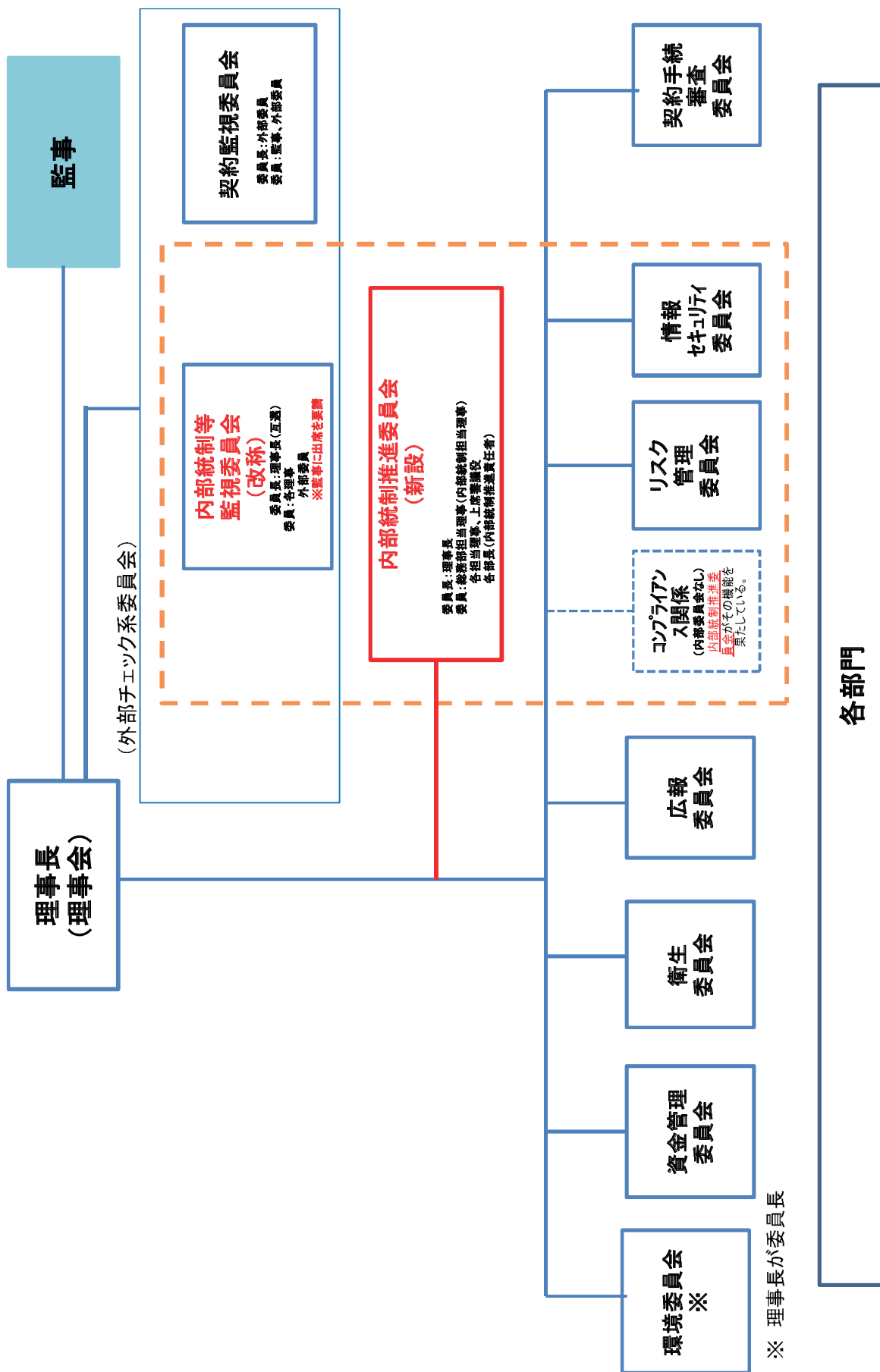
<2 カ年比較>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H 27	314	292	396	388	344	327	358	365	354	1,530	739	477	5,884
H 26	359	329	329	356	271	323	409	331	634	508	502	481	4,832

(参考)



内部統制の推進に関する組織体制（新体制 H27.9～）



予算・決算の概要

(単位:百万円)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	1,929	1,929	1,781	1,781	1,505	1,505	1,689	1,689	1,686	1,686	
補助金等	24,722	24,513	21,055	20,941	21,166	20,786	13,951	13,919	13,784	13,575	
債券・借入金	7,800	5,000	2,800	2,800	3,500	-	3,500	-	3,700	-	(注1)
業務収入	52,681	54,570	53,572	52,147	48,835	50,471	44,296	45,279	42,275	45,267	
その他収入	1,629	1,911	1,474	1,757	1,549	1,776	1,504	1,662	1,362	1,545	
支出											
業務経費等	65,633	54,884	63,780	54,589	62,507	52,289	55,864	50,156	54,500	49,542	(注2、3)
借入金償還	21,096	21,096	19,246	19,246	13,662	13,662	8,700	8,700	9,185	9,185	
支払利息	1,105	819	571	497	328	308	163	144	53	49	
一般管理費	853	736	831	727	766	694	793	724	817	792	
うち人件費	(394)	(322)	(351)	(285)	(335)	(303)	(359)	(349)	(403)	(387)	(注3)

(注) 第三期中期目標期間：平成26年度～平成30年度（5年間）

予算額と決算額の差額の説明

(注1) 業務収入の増加により資金調達が必要なくなったことによる減等

(注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注3) 育児休業者等が復帰しなかったことによる減等

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	平成26年度	当中期目標期間			
	金額 (中期計画)	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
一般管理費	421	376	△10.8	405	△3.7
事業費	1,519	1,244	△18.1	1,405	△7.5

(注) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なります。

平成 27 年度環境再生保全機構の契約の現状

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	26 年度		27 年度		件数増減	27 年度 平均落札率
	件数	金額	件数	金額		
競争性のある契約	80	784	49	516	△31	—
(競争入札)	(62)	(512)	(45)	(330)	(△17)	(72.5%)
(企画競争)	(14)	(246)	(2)	(151)	(△12)	(99.4%)
(公募)	(4)	(27)	(2)	(35)	(△2)	(90.0%)
競争性のない随意契約	0	0	3	109	3	—
合計	80	784	52	625	△28	—

- 競争性のない随意契約については、平成 26 年度は無かったが、平成 27 年度は 3 件、109 百万円であった。

調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.5%) 62	(65.3%) 512	(86.5%) 45	(52.9%) 330	(△27.4%) △ 17	(△35.5%) △182
企画競争・公募	(22.5%) 18	(34.7%) 272	(7.7%) 4	(29.8%) 186	(△77.8%) △ 14	(△31.6%) △ 86
競争性のある 契約 (小計)	(100%) 80	(100%) 784	(94.2%) 49	(82.7%) 516	(△38.8%) △ 31	(△34.2%) △268
競争性のない 随意契約	(-) 0	(-) 0	(5.8%) 3	(17.3%) 109	(-) 3	(-) 109
合 計	(100%) 80	(100%) 784	(100%) 52	(100%) 625	(△35%) △ 28	(△20.3%) △159

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を策定した。この計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付すこととしている。

1者応札・1者応募への対応

(単位：件、百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	75 (93.7%)	49 (100%)	△26 (△34.67%)
	金額	738 (94.1%)	516 (100%)	△222 (△30.08%)
1 者以下	件数	5 (6.3%)	0 (-%)	△5 (-%)
	金額	46 (5.9%)	0 (-%)	△46 (-%)
合 計	件数	80 (100%)	49 (100%)	△31 (△38.75%)
	金額	784 (100%)	516 (100%)	△268 (△34.18%)

➤ 一者応札・一者応募案件は、平成 27 年度は発生しなかった。

平成 27 年度契約に関する取組状況

1. 競争性のない随意契約関係

競争性のない随意契約となった 3 件の案件について、『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におけるフォローアップについて』（平成 24 年 9 月 7 日 総務省行政管理局長 事務連絡）、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき事前に意見を聴取したが特に意見はなかった。

- 『経理システムのパッケージ保守業務』
- 『インターネット接続用 PC 環境の構築及び保守・運用業務』
- 『データセンターのネットワーク構成変更、業務サーバの設定変更、データセンターと機構間の通信回線の構築及び保守運用業務』

2. 一者応札・一者応募関係

(1) 一者応札・一者応募の契約種別状況

一者応札・一者応募は今年度発生していない。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度	対前年度増▲減
一者応札等	1	5	0	▲5
(内訳)				
一般競争	0	0	0	0
総合評価	1	3	0	▲3
企画競争	0	0	0	0
公 募	0	2	0	▲2

(2) 一者応札等への対応としては、平成 24 年 3 月の第 4 回契約監視委員会に諮問のうえ決定した「一者応札（応募）改善方策」等に基づいて、削減の方策に取り組んだ。

3. 複数年度契約の点検及び確認

一者応札（応募）の改善方策に基づき、情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、(第三期中期計画期間の範囲内で) 複数年度契約を促進して

いる。

本年度は、52 件中 12 件が複数年度契約となっており、昨年度と比し 31 件の減少となっている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	増 (▲) 減
複数年度契約数	43 件	12 件	▲31 件

なお、「シンクライアント、セキュリティ対策システム及びファイルサーバ更新並びに運用保守業務」(契約期間：27 年 7 月～31 年 11 月)及び「インターネット接続用 PC 環境の構築及び保守・運用業務」(契約期間：27 年 11 月～32 年 3 月)にかかる調達について、スケールメリットやメーカーのサポート期限等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行っている。

4. その他報告事項

(1) 契約に係る審査体制

①契約手続審査委員会による審査

平成 25 年度から契約手続審査委員会を設置し、調達等に係る公正を確保し、契約手続の厳格な運営を図るため、機構内の事前審査体制の充実を図っており、今年度も引き続き委員会による審査を実施している。

本年度は、少額随契以外の支出の原因となるすべての契約について、委員会とともに分科会を開催し、52 案件の審査及び契約手続等の統一的なルール等について審査を実施した。

②少額随契案件の審査

契約手続審査委員会で対象としていない少額随契等については、経理部において全件審査を実施した。

③その他

- ・ 一般競争入札（総合評価方式）の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の者を加えて選定を実施した。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から 1000 万円以上について、経理担当理事の審査を実施した。また、100 万円以上の契約については毎月理事会に報告して点検を実施するとともにホームページで公表した。

(2) 助言・指導等

経理部経理課では、契約手続審査委員会の事務局機能を有していることから、各部からの契約に関する問い合わせ等に対し、助言・指導等を行い適正な契約の履行に努めた。

また、契約事務の更なる適正化を図るため、「契約事務マニュアル」等の見直しを適宜行い、契約事務担当者に対して契約事務研修を 2 回実施した。

(3) 関係法人等との取引

「契約状況フォローアップ」等において、点検することとされている当機構との取引額が当該法人の事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者が役員等に再就職しているなどの「関係法人等」との取引については該当がなかった。

(4) 委員の方々への報告事項

- ・ 『「ぜん息患者教育指導者養成研修」実施業務』、『「呼吸ケア・リハビリテーション指導者研修」実施業務』の公募2件について
- ・ 内部統制強化のための業務方法書の変更に伴い、総務省の指針「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総務省行政管理局長通達）を受けて、随意契約によることができる場合を規程上で明確にするための会計規程等の整備の実施について
- ・ 「平成27年度独立行政法人環境再生保全機構中小企業者に関する契約の方針」の策定について

上記について各委員へ適切に報告した。

● 契約監視委員会等の概要について

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 21 日閣議決定）」において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底しておこなうとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 11 月 27 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会では、競争性のない随意契約や一般競争入札等で一者応札・一者応募となった契約等についての点検を行い、その点検結果を踏まえた「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月公表）、さらに事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」（平成 27 年 6 月公表）を策定した。

【独立行政法人環境再生保全機構 契約監視委員会】（敬称略）

	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
委 員	寺田 麻佑	国際基督教大学 准教授
委 員	山下 康彦	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委 員	斎藤 仁	環境再生保全機構 常勤監事
委 員	生田 美弥子	環境再生保全機構 非常勤監事

【契約監視委員会における審議等は、以下のとおり。】

1. 開催状況

第 1 回 平成 22 年 1 月 22 日(金)	第 5 回 平成 25 年 4 月 10 日(水)
第 2 回 平成 22 年 3 月 29 日(月)	第 6 回 平成 26 年 4 月 8 日(火)
第 3 回 平成 23 年 3 月 30 日(水)	第 7 回 平成 27 年 4 月 7 日(火)
第 4 回 平成 24 年 3 月 27 日(火)	第 8 回 平成 28 年 4 月 18 日(月)

2. 平成 27 年度契約案件に係る審議概要

環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成 28 年 4 月 18 日に開催し、平成 27 年度の随意契約及び一者応札・応募案件の点検・確認を行った。

(1) 27 年度随意契約等の点検等

① 審議案件

○平成 27 度に締結した契約 52 件のうち、

競争性のない随意契約	3 件
一者応札・応募となった契約	0 件

②審議の結果

- (1) 平成 27 年度に発生した競争性のない随意契約につき、随意契約とした理由並びに点検結果について説明の上、特に問題はないとされた。
- (2) 平成 27 年度は、一者応札・一者応募となった案件がなかったことを報告し、特に意見はなかった。
- (3) 平成 27 年度の複数年度契約の点検結果について説明の上、特に問題はないとされた。

③その他

- (1) 点検・確認の結果、全ての契約について特に問題はないとされた。
- (2) 平成 27 年度調達等合理化計画の実績報告及び平成 28 年度の計画の策定について、6 月に持ち回り開催で行うことを報告し了承された。

平成 27 年 7 月 27 日

平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 環境再生保全機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 80 件、契約金額は 784 百万円であり、全て競争性のある契約である。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約が皆減した理由は、平成 26 年度の契約が全て競争可能な性質のものであったためである。

表1 平成 26 年度の環境再生保全機構の調達全体像

(単位:件、百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(95.2%) 60	(98.4%) 1,258	(77.5%) 62	(65.3%) 512	(103.3%) 2	(△40.7%) △746
企画競争・公募	(1.6%) 1	(1.2%) 16	(22.5%) 18	(34.7%) 272	(1,800%) 17	(1,728.7%) 257
競争性のある契約(小計)	(96.8%) 61	(99.6%) 1,274	(100%) 80	(100%) 784	(131.1%) 19	(△61.5%) △490
競争性のない随意契約	(3.2%) 2	(0.4%) 5	(0%) 0	(0%) 0	(-) △2	(-) △5
合計	(100%) 63	(100%) 1,278	(100%) 80	(100%) 784	(127.0%) 17	(△61.3%) △494

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 環境再生保全機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 5 件(6.2%)、契約金額は 46 百万円(5.9%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 500%の増、金額は 846.4%の増)が、主に発注入札情報の周知不足や契約単位設定時の地域要件の適否によって発生したものである。

表2 平成 26 年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	60(98.4%)	75(93.7%)	15(125%)
	金額	1,268(99.6%)	738(94.1%)	△531(△58.2%)
1者以下	件数	1(1.6%)	5(6.3%)	4(500%)
	金額	5(0.4%)	46(5.9%)	41(846.4%)
合計	件数	61(100%)	80(100%)	19(131.1%)
	金額	1,274(100%)	784(100%)	△490(△61.5%)

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
 (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
 (注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。
 (注4) 平成26年度における1者以下の5件のうち、2件は公募によって一者応募となったものである。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募関係及び調達業務の集約化関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募に関する改善

競争性及び透明性を確保する必要があることから、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【競争契約に占める一者応札・応募割合の前年度比較による削減率】

- ① 公告から入札までの期間を内規では10日と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10営業日以上を確保する。
- ② 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。
- ③ 契約の発注にあたり、地域要件を勘案することで競争参加者の増加を見込める場合は、適切な地域要件を設定する。

(2) 類似業務に係る調達の集約化

類似業務に係る調達について、コストの縮減及び事務効率化の観点から、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施していくことにより経費の節減等を目指す。【調達を集約化した場合と集約化しなかった場合における経費の節減率】

- ① 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化する。
- ② 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会(平成25年度設置、総括責任者は経理部担当理事)に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約手続審査委員会による審査件数】

また、会計規程における「随意契約によることができる事由」について、随意契約によることが必要な場合の明確化を図る。【実施結果】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

当機構では、調達に関する契約手続事務マニュアルを作成しており、必要に応じて改訂を行っている。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修も実施している。

平成27年度以降も、契約手続事務マニュアルについては、他法人における不祥事の事例を踏まえて改訂を行う。また、研修についても計画的な研修の実施により、調達担当職員のスキルアップを図る。【実施結果】

また、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知)が改正されたことに伴い、当機構の個人情報の保護管理規程の改正を行い、個人情報を取扱う業務を外部へ委託する場合は、平成27年度以降、当該委託業者に対する年1回以上の検査を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成 25 年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理部担当理事
副総括責任者	理事(2名)
メンバー	総務部長、経理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会(平成 21 年度設置)は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、『『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成 24 年 9 月 7 日総務省行政管理局長事務連絡)』に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

独立行政法人環境再生保全機構

平成 24 年 3 月 27 日

一者応札（応募）改善方策

（1）適正な準備期間等の確保

- 公告等の時期については、業務の特殊性等も考慮し、競争参加者が入札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、より適切な時期の設定に努める。
 - ① 土、日、祝日を除く通常営業日で、見積期間を 10 日間にする。
 - ② 十分な履行期間を確保するためにも早期の事務執行に努める。
(年度開始後の迅速な事務執行、入札参加希望者からの質問に随時対応するなど)
 - ③ 4 月から開始する業務については、1～2 カ月前に入札・開札日を設定することにより、業務開始までの準備期間を確保するよう発注時期の前倒しに努める。

（2）情報提供の拡充

- 発注予定情報の公表を定期的及び事業年度開始後速やかに実施するとともに、詳細な入札情報等については、ホームページの発注サイトに随時公表を行うなど早期の発表に努める。
 - ① 発注予定情報等をできるだけ早く、広く、詳細に行う。
 - ② 調達予定情報を半期毎に公表する。
 - ③ 契約件名については、前年度の業務との継続性や他の業務と関連があるとの誤解を生むおそれがないように名称に留意するとともに、業務の概要が理解できるわかりやすい件名にするなど調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるよう工夫する。

（3）公告方法等の改善

- ① 仕様書等の送付依頼などが簡便にできるよう、ホームページの調達情報サイトに契約担当部の担当とメールアドレスを記載する。
- ② 公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

- (4) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応
- ① 情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、(第二期中期計画期間の範囲内で)複数年度契約を促進する。
 - ② 業務内容に配慮して、複数業者が応札しやすい契約単位となっているか検討を行い、一括調達または区分調達への移行について、発注コストを含めて検討する。
 - ③ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することを検討する。
- (5) 調達対象に地域性があるなど対応可能な者が限定的(少数)と予想される場合には、周知の徹底や地域の実情を活用した開催方法を導入するなど機構自らが競争参加者の発掘に努める。
- (6) 引き続き、一者応札(応募)となった理由の把握に努める。

独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成20年1月8日

改正 平成27年4月28日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）、「当面の地球温暖化対策に関する基本方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策本部決定）等に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

機構は独立行政法人環境再生保全機構法に基づき、旧公害健康被害補償予防協会の全ての業務及び旧環境事業団の一部の業務を引き継いで平成16年4月1日に発足した。

また、平成18年には石綿健康被害救済業務が追加されたことに伴い、当該業務に対応するため本部事務所を拡充するとともに大阪支部を移転した。

機構は、「環境配慮のための実行計画」を平成17年度から毎年度作成し、温室効果ガスの排出削減等に努め、平成20年1月には平成22～24年度の平均総排出量を平成18年度比で3%削減することを目標とした実施計画（以下、「旧計画」という。）を定め、取組を行った結果、27%削減することができた。なお、この間、平成24年度には本部事務所の会議室等の縮減を行った。

平成25年度以降も引き続き「環境配慮のための実行計画」を毎年度作成し、削減努力を続け、第二期中期計画の最終年度である平成25年度には平成18年度比で35%削減することができた。この間、平成25年には業務運営の効率化を図る観点から大阪支部を廃止した。

政府においては平成25年度以降、新たな地球温暖化対策計画は策定されていないが、「当面の地球温暖化対策に関する基本方針」において、政府はこの間も現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとされていることに鑑み、機構として具体的な実行すべき措置を着実に実施していくため、今般、新たに以下の削減目標を定め、取組を行うこととする。

なお、本計画は暫定的なものとし、今後政府の地球温暖化対策に関する計画が定められた時には、必要に応じ改定を検討するものとする。

1. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、機構が行う全ての事務及び事業とする。

2. 対象期間

本計画は、平成27年度から平成30年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画は、機構の事務及び事業に伴い、電気（照明及びOA機器等）の使用による温室効果ガスの総排出量を、第3期中期計画の期間である平成27年度から平成30年度までの間、旧計画の基準年度である平成18年度比-35%（平成25年度実績値）を下回ることを目標とし、今後、新たな政府の地球温暖化対策に関する計画が策定された際は必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 措置の内容

「環境配慮のための実行計画」の取組項目と相まって推進する具体的な措置は次のとおりとする。

(1) 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

① 公共交通機関の利用の推進

ア 機構事務所が公共交通機関の利用に至便な地にあることから、引き続き公用車は保有しない。

イ 業務時の移動においては、可能な限り鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

② 環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公表するとともに、同方針に基づき、調達目標について100%達成する。

③ エネルギー消費効率の高い機器の導入

現在使用しているパソコン、プリンター、コピー機等のOA機器、蛍光灯等の照明器具等については、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的に進め、エネルギー消費のより少ないものを導入する。また、これら機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

④ 用紙類の使用量の削減

- ア 会議資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- イ 両面印刷・両面コピー・縮小コピー（複数ページを1ページに縮小してコピー）の徹底を図るとともに、カラー印刷・カラーコピーの使用は極力控える。
- ウ 内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。
- エ 研修、講習会、説明会等の実施においては、プロジェクターを使用するなどして、用紙の使用量を削減する。
- オ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- カ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(2) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

① エネルギー使用量の抑制

- ア O A機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- イ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ウ 冷暖房温度の設定温度は、冷房の場合は28度以上、暖房の場合は20度以下を基本とする。
- エ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装を励行する。
- オ 冷暖房中においては、ブラインド利用等により熱の出入りを調節する。

② 節水等の推進

手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。

③ ごみの分別

- ア 紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。
- イ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

④ 廃棄物の減量

- ア 使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- イ 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。

- ウ 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。
- エ コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。
- オ 包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。
- カ 店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。
- キ 保存年限を過ぎた文書類は、機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。

⑤ イベント等の実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。
- イ 機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。

(3) 役職員に対する情報提供等

① 役職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

- ア パンフレット、機構内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- イ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

② その他

エネルギー使用実績等を定期的にとりまとめ、機構内LAN等を通じて、省エネ努力の可視化を図る。

5. 実施計画の実施状況の点検及び公表

本計画の実施状況について、環境委員会等において自主的に点検を行い、理事会へ報告するとともに、毎年成果を取りまとめた上、環境報告書等適切な方法を通じ公表する。

独立行政法人環境再生保全機構温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成18年度	平成27～30年度 (18年度比)
施設のエネルギー使用	Kg-CO ₂	82,890	
電気	Kg-CO ₂	82,890	
(電気使用量)	kWh	本部 199,115 支部 26,860 計 225,975	
(電気の排出係数)	Kg-CO ₂ /kWh	本部 0.368 支部 0.358	
電気以外	Kg-CO ₂	0	
その他	Kg-CO ₂	0	
合計	Kg-CO ₂	82,890	53,861 (△35%)

1. 執務室内のOA機器、照明等を対象としている。
2. 機構内サーバ室のコンセント及びサーバ室専用の空調設備に係る電気使用量は含まれていない。
3. 賃貸ビルの為、共用部分（廊下・トイレ等）のエネルギー使用量は共益費に含まれており、算出困難なため、対象としていない。

平成27年度環境配慮のための実行計画

平成27年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」に基づき平成27年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

【各項目における記号の意味】

◎：平成27年度に重点的に取り組む事項 ○：定常的に取り組む事項

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。	○		
5	夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	◎	◎	
6	コピー機等のOA機器は、使用後には省電力モードに切り替える。	○		
7	電化製品(テレビ、冷蔵庫等)は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房の設定温度は、冷房28℃以上、暖房20℃以下を基本とする。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装(クールビス)、冬期における重ね着等服装(ウォームビズ)を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的(毎月)に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	機構の内部向け資料等は、LAN上の文書管理システム等を活用し、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。	◎		
2	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
3	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
4	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
5	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	○	○	
6	電子化された資料は、パソコン画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。	○		
7	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。	○		
8	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	◎		
9	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
10	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	◎		
11	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
12	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	
13	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
14	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
15	各部署の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

Ⅲ 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

Ⅳ 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	○		○
8	保存年限を過ぎた書類は、機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	コピー用紙、チラシ・パンフレット等の印刷用紙は、グリーン購入法に基づく、総合評価値を 80 以上のものとする。		○	
2	リサイクル適性に配慮した印刷物（紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等）の製作に努め、印刷物にはリサイクル適性等を表示する。		○	
3	エコマーク商品を優先的に購入する。		○	
4	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		○	
5	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		○	
6	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。		○	
7	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を 100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		◎	
8	グリーン購入の状況について、年 1 回集計して公表する。		○	○

VII 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	○

VIII 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。 具体的には、 ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を7月及び1月に行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事やNGOが行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。			○
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	○		

IX 削減目標（電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量）

平成27年度の電気使用量、用紙使用量、及びごみ排出量の削減目標については、過去4カ年度（平成23～26年度）でそれぞれ最も低い排出量を達成した年度の値を目標とし、さらなる削減に努めるものとする。

<参考値>

- 電気使用量：平成26年度 91,665kWh（対象：コンセント及び照明）
- 用紙使用量：平成23年度 1,351,000枚（用紙購入量）
- ごみ排出量：平成26年度 9,944kg

簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	193,287	運営費交付金債務	506
割賦譲渡元金	20,762	債券・借入金等	5,000
貸付金	2,266	その他	2,523
その他	1,081	固定負債	
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	78,731
有形固定資産	69	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	38,602
投資有価証券等	90,982	債券等	-
破産更生債権等	529	預り維持管理積立金	90,120
その他	319	引当金	480
		資産見返負債	91
		長期リース債務	1
		法令に基づく引当金等	11,250
		負債合計	227,305
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,601
		利益剰余金	22,433
		純資産合計	81,989
資産合計	309,293	負債純資産合計	309,293

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	59,957
業務費	
人件費	665
その他	58,303
一般管理費	
人件費	609
その他	332
財務費用	48
その他	0
経常増収益(B)	61,989
補助金等収益等	15,662
自己収入等	46,326
臨時増収益(C)	△156
前年比期日票引当金繰上金取崩等(D)	69
当期繰上利益(B-A+C+D)	1,945

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	18,645
人件費支出	△1,171
補助金等収入	16,305
自己収入等	54,230
その他支出	△50,720
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△8,642
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△9,181
IV 資金増加額(△資金減少額)(D=A+B+C)	822
V 資金期首残高(E)	3,485
VI 資金期末残高(F=D+E)	4,306

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	13,584
損益計算書上の費用 (控除)自己収入等	59,957 △46,373
II 引当外賞与見積額	2
III 引当外退職給付増加見積額	△141
IV 機会費用	-
V 行政サービス実施コスト	13,445

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常費用	68,276	66,616	64,692	59,173	59,957
経常収益	68,657	69,439	68,583	62,065	61,989
当期総利益	1,513	3,400	4,039	2,681	1,945
資産	308,716	309,873	312,020	309,068	309,293
負債	236,502	234,331	232,570	228,963	227,305
利益剰余金	12,575	15,894	19,912	20,558	22,433
業務活動によるキャッシュ・フロー	35,615	27,790	27,447	12,949	18,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,846	△ 28,806	△ 14,657	△ 3,806	△ 8,642
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,067	△ 16,439	△ 13,685	△ 8,695	△ 9,181
資金期末残高	21,385	3,931	3,036	3,485	4,306

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公害健康被害補償予防業務勘定	△1,157	△645	81	287	113
(うち公害健康被害補償業務)	(△1,189)	(△561)	(98)	(261)	(172)
(うち公害健康被害予防業務)	(31)	(△84)	(△17)	(25)	(△58)
石綿健康被害救済業務勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	—	—	460	—	—
(うち地球環境基金業務)	(-)	(-)	(272)	(-)	(-)
(うちホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(-)	(-)	(151)	(-)	(-)
(うち維持管理積立金業務)	(-)	(-)	(36)	(-)	(-)
承継勘定	1,538	3,468	3,349	2,606	1,919
合計	381	2,823	3,891	2,893	2,032

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公害健康被害補償予防業務勘定	58,878	58,210	57,932	57,869	57,984
（うち公害健康被害補償業務）	(11,895)	(11,312)	(11,057)	(11,063)	(11,274)
（うち公害健康被害予防業務）	(46,983)	(46,897)	(46,875)	(46,806)	(46,710)
石綿健康被害救済業務勘定	64,009	69,877	76,670	78,211	79,258
基金勘定	119,462	128,186	135,397	138,263	144,431
（うち地球環境基金業務）	(14,562)	(14,614)	(14,610)	(14,463)	(14,536)
（うちホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務）	(39,649)	(40,381)	(40,993)	(40,092)	(39,031)
（うち維持管理積立金業務）	(65,250)	(73,191)	(79,794)	(83,708)	(90,864)
承継勘定	66,367	53,600	42,020	34,724	27,620
合計	308,716	309,873	312,020	309,068	309,293

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
業務費用	14,164	14,295	14,111	12,386	13,584
うち損益計算書上の費用	66,824	66,623	64,694	59,173	59,957
うち自己収入等	△52,660	△52,327	△50,583	△46,787	△46,373
損益外減価償却等相当額	0	0	0	0	-
引当外賞与見積額	△9	△1	6	3	2
引当外退職給付増加見積額	45	△6	△19	△34	△141
機会費用	158	90	102	64	-
行政サービス実施コスト	14,359	14,378	14,200	12,419	13,445

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	302	0.7%	—	—	302	0.7%
賦課金収益	33,093	79.7%	—	—	33,093	78.0%
補助金等収益	8,076	19.5%	200	21.8%	8,276	19.5%
財務収益	11	0.0%	716	78.0%	727	1.7%
その他	17	0.0%	2	0.3%	19	0.0%
計	41,499	100%	919	100%	42,418	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,270	80.9%
補助金等収益	758	18.8%
その他	13	0.3%
計	4,042	100%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	地球環境基金業務		ホリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	747	76.9%	38	1.7%	16	5.1%	801	22.5%
ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	2,240	98.3%	—	—	2,240	62.8%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	299	94.5%	299	8.4%
財務収益	211	21.7%	—	—	—	—	211	5.9%
その他	13	1.4%	0	0.0%	1	0.5%	15	0.4%
計	971	100%	2,278	100%	317	100%	3,565	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	421	3.5%
事業資産譲渡高	9,574	80.0%
財務収益	826	6.9%
その他	1,142	9.5%
計	11,963	100%

承継勘定においては、平成 23 年度までは環境再生保全機構債券を発行していました（平成 27 年度期末残高：5,000 百万円）。

平成24年9月25日
経 理 部 長

運用方針について

資金の管理及び運用に関する規程第4条第2項に基づき運用方針を策定する。

記

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。

2. 各資金の運用方針

- (1) 公害健康被害予防基金
長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと
- (2) 石綿健康被害救済基金
概ね1年以内の預金を中心とした運用を行うこと
- (3) 地球環境基金
長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、運用は預金を中心としたものとし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること
- (5) 維持管理積立金
 - ① 長期の資金収支計画等を踏まえ、短期、中期及び長期の期間毎の資金需要見込みに応じて、効率的な運用を行うこと
 - ② 想定外の積立者からの取戻し請求に対応した方策を講じること

以上

平成27年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績

項目	実施講座数	実施回数	受講人数
全研修実績	110	355	2041

1. 階層別研修(10講座)

No	研修名	実施日	実施回数	受講人数
1	課長級職員研修	12/14	1	30
2	係員研修	11/20、12/7	2	36
3	新任2等級研修	7/8	1	1
4	人事評価者研修(新任課長)	4/14、7/15	2	4
5	2等級PDCA研修(通年)	通年	1	23
6	新任3等級研修	6/19	1	1
7	新任4等級研修	6/25	1	1
8	新入職員指導役研修(メンター通信講座)	5月～6月	1	6
9	新入職員研修	4/1～4/9、12/18	2	6
10	平成28年度採用内定者研修	10/1、11/11・12、2/23	3	15
計			15	123

2. 業務専門性研修(89講座)

No	研修名等	実施日	実施回数	受講人数
① 共通(全体) 業務専門性研修				
1	統計研修	5月～翌年1月のうち4日程開催	4	7
2	情報システム統一研修	5月～翌年2月のうち11日程開催	11	11
3	行政争訟セミナー	2/25	1	3
4	訟務担当者研修会	11/5	1	7
5	印刷費積算講習会	9/26、27	1	3
6	障害者職業生活相談員資格認定講習	12/3、4	1	1
7	契約担当者研修	2/5、10	2	36
8	物品管理担当者研修	2/5	1	19
9	財務諸表説明会	9/24	1	55
10	決算事務説明会	3/25	1	9
11	政策評価関係研修	10/23、1/14、1/29	3	12
② 総務部 業務専門性研修				
12	総務部導入研修	7/2	1	1
13	機構の成り立ち研修	11/11	1	5
14	総務事務関係情報システム担当者研修	7/2	1	1
15	文書管理担当者研修	6/17、9/17	2	13
16	コンプライアンス担当者研修	4/28	1	3
17	メンタルヘルス担当者研修	2/17	1	1
18	BCP担当者研修	1/29	1	1

資料_共通11

19	防火・防災管理者講習	9/29、11/18	2	2
20	給与計算担当者基礎研修	7/2	1	1
21	人事・給与実務研修	7/10、8/25、8/31、10/30	4	4
22	採用担当者研修	6/23	1	1
23	広報担当者研修	2/15	1	1
24	情報公開担当者研修	5/29	1	1
25	情報管理担当者研修	8/4	1	1
26	情報システム基盤(ERCA内)研修	5/13	1	1
27	その他セミナー(民間及び国が主催するマイナンバーセミナー等)	5/26、7/27、9/17、10/23	4	10
28	例規システム操作研修(編集)	8/26	2	16
③ 経理部 業務専門性研修				
29	政府関係法人契約事務職員研修	5/21～6/26	1	1
30	政府関係法人会計事務職員研修	10/1～11/18	1	1
31	予算編成支援システム研修	10/19	1	2
32	消費税中央セミナー	11/6	1	2
33	資金管理セミナー	5/15、5/25、7/27、10/8、1/27	5	5
34	独立行政法人実務会計研修	9/28～9/30	1	3
35	独立行政法人決算留意事項セミナー	4/10、3/24	2	12
36	独立行政法人内部統制セミナー	10/26	1	2
37	独立行政法人エグゼクティブ向け通則法改正セミナー	11/6	1	3
④ 補償業務部 業務専門性研修				
38	制度全般に係る研修 ①公害健康被害補償予防制度 ②日本の公害経験	5/13、7/31、9/25、11/6、1/7	5	20
39	③汚染負荷量賦課金算定方法 ④電子申告の仕組み	5/18、9/23、11/9、11/12	4	8
40	新規採用職員に係るスキルアップ研修 ①情報セキュリティ関係 ②旅費手続き関係	5/26、5/18、9/24、11/27、1/12	5	10
41	補償業務推進に係るレベルアップ研修 電話対応研修	2/4、2/5	2	24
42	ビジネスポイストレーニング	2/25(2回)	2	24
43	賦課金徴収に係る勉強会	9/10、10/7、11/18、12/16、1/12、2/17、3/16	7	7
44	情報システム統一研修	2/1	1	1
45	ばい煙発生施設とSOx排出に係る専門研修・勉強会	5/27、6/24、7/15、8/26、10/6、11/9、11/25、12/21、1/27、2/29、3/23	11	11
46	製造業実態研修	5/28、29	2	6
47	排ガスサンプリング及び分析の見学	6/9、10	2	10
48	納付業務に係る勉強会	5/29	1	4

⑤ 予防事業部 業務専門性研修				
49	機構職員研修(公害健康被害補償予防制度等) 【補償業務部の「制度全般に係る研修」と連携して実施】	7/31	1	8
50	課内勉強会	4/14	1	5
51	事業研修(ソフト3事業の現地調査)	5/19、6/4、6/26、7/16、8/24、11/10	6	12
52	事業研修(東京都19区連絡協議会参加)	5/21、12/1	2	3
53	事業研修(調査研究班会議出席)	7/3、7/5、10/9、12/14、8/11、1/9、1/21、2/4、2/10、2/29	10	10
54	学術研修 (小児及び成人のぜん息・アレルギー疾患に関する専門的知見の習得)	5/26～5/28	1	5
55	学術研修 (ぜん息患者教育に関する専門的知見の習得)	6/20～6/21	1	4
56	学術研修 (COPD等の呼吸器疾患に関する専門的知識等の習得)	10/15～10/16	1	3
57	学術研修 (小児ぜん息・アレルギーに関する専門的知見の習得)	11/20～11/22	1	2
58	学術研修 (大気汚染による環境改善に関する専門的知見の習得)	9/15～9/17	1	2
59	学術研修 (大気汚染による環境改善に関する技術動向の習得)	12/10	1	1
60	地方公共団体指導調査に向けての事前勉強会	9/29	1	5
61	契約関係事務研修 (印刷物における積算の基礎知識を習得)	6/17～6/19、10/1～10/2	2	4
62	契約関係事務研修 (契約事務手続の部内勉強会)	5/28、7/1、7/31、9/1	4	8
⑥ 地球環境基金部 業務専門性研修				
63	PCB廃棄物処理施設・JESCO東京PCB処理事業所見学会	2/5	1	7
64	「白書を読む会」の開催についてー環境省	6/24	1	2
65	地球環境基金部初任者への説明	4/1、5/7	2	5
66	個別の環境保全活動等に関する勉強会	8/24、8/28、9/16、10/6、10/8	5	79
67	プレゼンテーション研修(事務所指導報告会)	1/5	1	13
68	海外派遣研修(随行)	9/26～10/11	2	2
69	レベルアップ実践研修参加	5/20、8/1～2、9/18	3	3
70	社会貢献活動研究会	7/14、8/19	2	4
⑦ 事業管理部 業務専門性研修				
71	債権回収のノウハウ研修	10/29	1	5
⑧ 石綿健康被害救済部 業務専門性研修				
72	石綿救済制度の概要・申請手続	4/10、5/11	2	7
73	石綿関連疾患の医学的所見	4/16、4/17	2	25
74	労災保険制度の概要・手続	2/26	1	13
75	戸籍による身分関係審査のポイント	2/24	1	8
76	医学的判定に係る部長通知・留意事項のポイント	7/28	1	21
77	情報セキュリティ研修	4/27、4/28、7/1、12/4	4	40

資料_共通11

78	電話応答研修	9/3	2	15
79	個人情報保護研修(プライバシーマーク制度の入門レベル)	2/18、2/19	2	40
80	各種社会保険における石綿関連疾患に係る給付内容	2/24	1	20
81	保健所説明会、中皮腫パネル、中皮腫研究会、職業・災害医学会等への参加・聴講	5/22、5/26、6/2、6/4、6/8、6/12(2回)、6/15、6/17	9	27
⑨ 監査室 業務専門性研修				
82	内部監査基礎コース	6/2	1	2
83	内部監査人スキルアップ研修(上級)	10/9	1	1
84	内部監査人スキルアップ研修(初・中級)	6/1、8/19、9/9、9/16、11/18、11/20、2/16、2/23、2/25、3/11	10	13
85	個別監査対応研修	4月～翌年3月	103	112
86	政府関係法人等内部監査業務講習会	10/5～9	1	1
87	公会計監査機関意見交換会	8/21	1	1
88	評価・監査中央セミナー	2/17、2/18	1	2
89	監査室臨時職員に対する監査スキル等に関するOJT	6/8、7/27、11/5	3	17
			計	306
				939

3. その他研修(11講座)

No	研修名等	実施日	実施回数	受講人数
1	内部統制研修	10/29、30	2	143
2	情報セキュリティ研修	12/15、16	2	163
3	文書管理担当者研修(全体)	6/11	1	14
4	マイナンバー研修	12/15、16	2	163
5	資格取得支援策(エラーニング等)	10/6-2/29	4	11
6	健康増進研修(産業医講演会)	10/29、11/4	2	120
7	コンプライアンス研修	3/1～3/3	6	170
8	障がい者差別禁止及び合理的配慮に関する研修	2/23	1	158
9	機構における事務又は事業を行うに当たり、配慮すべき事及び対応等に関する勉強会 / 障がい者雇用定着サポート担当者会議	8/24、3/23	2	23
10	環境省環境研修(環境調査研修所)	5月～12月のうち10日程開催	10	10
11	環境問題研修(ERCA内、集合研修)	10/8・10/9・2/18・2/19	2	4
			計	34
				979

※上記の実施回数及び受講人数は延べ数である。

